

東京大学大学院新領域創成科学研究科
環境学研究系自然環境学専攻
自然環境景観学分野

平成30年度 修士論文

分区園を設置した都市公園における
「私的利用と公益性の両立」に関する考察

A discussion on the balance between private use and public benefit
in allotment gardens made in urban park

2019年2月15日提出
2018年度3月修了

指導教員 斎藤 馨 教授

47-176602 川上 純

目次.....	2
第1章 はじめに	
1. 背景.....	3
2. 既往研究.....	6
3. 本研究の目的.....	7
4. 本研究の構成.....	7
5. 本研究の対象地.....	8
第2章 分区園を設置した都市公園における公的主体と公益性	
1. 本章の目的.....	10
2. 方法.....	10
3. 結果・考察.....	12
4. 小括.....	21
第3章 空間面にみる分区園の私的利用と公益性の両立	
1. 本章の目的.....	22
2. 方法.....	22
3. 結果・考察.....	24
4. 小括.....	32
第4章 運営面にみる分区園の私的利用と公益性の両立	
1. 本章の目的.....	33
2. 方法.....	33
3. 結果・考察.....	35
4. 小括.....	40
第5章 まとめ	
1. 本研究のまとめ.....	41
2. 今後の課題.....	41
参考文献	43
謝辞	48

要旨

Abstract

付録資料

第1章 はじめに

1. 背景

1.1 分区園

1.1.1 都市公園法に基づく分区園

都市公園法第2条第2項及び同法施行令第5条5項による公園施設における教養施設の1つに「分区園」が位置付けられている。分区園とは都市公園に設置する農園で、1区画あたり50㎡未満を条件に、地域住民に有償で貸し出されるものである。古くは1929年に東京緑地協議会が発表した「東京緑地計画」において、緑地の一形態として登場しており（日本公園百年史刊行会，1988）、未だ設置事例は限定的である（古澤，2014）。



図-1 分区園（名古屋市にて筆者撮影）

1.1.2 都市型農園としての分区園

「都市型農園」とは「都市住民が、市街地の内部あるいは周縁部で、自身の敷地以外の空間を用いて農的活動に取り組む空間」である（新保，2015a）。分区園は都市型農園の1つに分類され、設立主体、用地、活動内容の違いから、他の都市型農園とは区別される（表-1）。近年、都市住民による農作物や花卉の栽培への関心が高まっており、例えば、市民農園の数は年々増加している（国土交通省，2017a）。また、活動や空間形態は多様化し（並木ら，2006）、分区園（勝浦，1965；東，1987）、民間開設型の市民農園（御手洗・松嶋，2017；雨宮ら，2017）、行政開設型の市民農園（高野・秋田，2016）、体験農園（三橋ら，2017；八木，2013）、コミュニティガーデン（岩瀬ら，2016；秋田ら，2015；武田ら，2015）、屋上菜園（山路ら，2014；河野・藤田，2014）、観光農園（半澤ら，2010）などが報告されている。

表-1：都市型農園の呼称（新保，2015）

呼称	要件		
	設立主体	用地	活動内容
分区園	自治体	公園	区画別耕作
市民農園	自治体/農家/企業	農地	区画別耕作
体験農園	農家/企業	－	指導・作付計画付き区画別耕作
コミュニティガーデン	都市住民	－	共同耕作

1.2 分区園の普及における課題

ところで、なぜ分区園の普及は十分に進まなかったのでしょうか。齋藤（2000）によれば、公共空間は、1）私的な空間と異なり複数で共用され（common）、2）不特定多数のアクセスを拒まないものであり（open）、これを3）公的主体が管理すること（official）の3点から特徴づけられる。そして、こうした特徴により公共空間の利用者（納税者）に平等に還元される様々な便益が「公益」だと言える。しかし分区園の場合、その主な構成要素である個人区画について、原則個人が自由に耕作しているため私的な空間とも捉えられ（有田，1972）、また、もし分区園が利用者にもみ開かれている場合、不特定多数のアクセスも拒んでいることになり、common および open に関わる公共空間としての性質が保障されていない可能性がある。そしてこうした特徴から、発生する便益が分区園利用者だけにしか還元されていない可能性がある。分区園と同様に、特定の人々に利用が偏る保育園を扱った都市公園の研究でも、「私的利用」ともみなせる施設を公園施設として普及させるためには、私的空間の確保が何らかの形で公益に資するような配慮、つまり「私的利用と公益性の両立」が必要だと指摘されている（三輪ら，2017）。以上より、分区園の普及に向けてはこの点を検討することが本質的に重要と考えられる。また、近年では公共空間の管理・運営は行政主導から官民連携・市民参加型に移行しており（榎野，2017；寺田，2018）、齋藤（2000）の指摘する「公的主体（official）」の意味合いも変化している。この点を踏まえ、分区園の普及を考える際は、公共空間としての空間面の性質に加え、運営面の特徴についても合わせて検討し、私的利用と公益性の両立を図る必要がある。

1.3 分区園の二面性

1.3.1 分区園と都市公園

日本の都市公園は、戦後の経済発展に伴い急速に整備が進み、1人あたりの都市公園面積も約5倍に増加したが（国土交通省，2017b）、近年は公園施設の老朽化が一斉にみられ（小林，2014）、再整備の必要性が指摘されている（榎野，2016；小林ら，2008；呉ら，2012；呉ら，2014；呉ら，2015）。都市住民の農的活動¹への関心が高まっていることから、都市

¹ 農的活動：生業としてではなく農作物や花卉の栽培、および、これに付随する諸作業に従事すること（新保，2015a）

公園への分区園の導入は、都市公園の利活用・再整備に向けた手段とも捉えられる。都市型農園における農的活動はコミュニティのつながりを強め、空間の公共性を強めることが報告されており（雨宮，2015），分区園も老朽化などによって公共空間としての機能を失いかけている公園の再整備や公共空間の再生に有効だと考えられる。また，都市公園は増加しているものの，維持管理費は頭打ちとなっており，地方自治体は限られた予算での管理を強いられている。都市公園で整備される分区園は，用地補償費や施設整備費の国庫補助の対象となることから，公園の新設・再整備のどちらにおいても，分区園の導入は検討の余地があるといえる（古澤，2014）。また，徴収した分区園の利用料を管理費として扱うことによって，行政の財政負担の軽減や公園単位での収益サイクルの構築が可能になり，小さな街区公園でも，官民連携・市民参加型の維持管理を行うことが可能になると考えられる。

1.3.2 分区園と都市の農

全国的な傾向と同様に，都市部でも農家の高齢化や担い手不足が深刻化しており，現在も都市農地は緩やかに減少を続けている（古澤，2013）。さらに，生産緑地法の施行から30年が経過する2022年には，約8割の生産緑地²が認定の期限を迎えるため（農林水産省，2018），都市農地の一斉喪失が懸念されている。しかし，都市のレジリエンスの観点などから，都市に農を適切に位置付けていくことの重要性が指摘されており（渡辺・横張，2013；大村，2008），都市農地を都市計画にどのように位置付けるかが議論されている。

近年は都市農地における多面的な利用が注目されており（高橋，2017），その1つとして都市型農園への転用が挙げられる（長野，2016）。しかし，農地に開設された都市型農園の多くは，開発の圧力や相続等の発生に伴い消失する可能性が高く（水口，2013），都市型農園を永続的・安定的に供給できる仕組みの確立が課題となっており，地方自治体などの公共機関が用地を取得するなどの根本的な対策が必要とされている（三宅・松本，1997a）。

その点，分区園は公共空間である公園に設置される公園施設であり，開設主体が地方自治体であるため，地価の変動等による開発の圧力を受けにくく，長期間の存続が想定されるため，永続性の課題は解決される。海外では，公園内部に整備された都市型農園が，その他に比べて長く存続したことが報告されており（大場・小場瀬，2001），永続性の観点からは，都市空間に「農の空間」を担保し，安定的な都市型農園の供給をもたらす手段として分区園を整備することは有効だと考えられる。また，生産緑地は元来，生産緑地法第3条第1項で「公共施設等の敷地に適している」との文言が含まれるように，公共空間への転用を考慮して指定しているため（塩澤，2017），2022年問題への対応策として，分区園の整備を想定し

²生産緑地とは，1992年に改正された生産緑地法で定められた土地制度の1つであり，農家は所有する土地での30年間の営農を約束する代わりに，固定資産税の減額や相続税の納税猶予を受けることができる。そのため，市街化区域内に土地を持つ多くの農家は，1992年に生産緑地の認定を受けているが，30年を迎える2022年には，さらに10年間の営農を行う代わりに税制面での優遇を受けるか，生産緑地の指定を解除して宅地並課税とするかのどちらかの選択を迫られることになり，高齢化や跡継ぎ不足などにより長期の営農が難しい農家の多くが生産緑地としての継続を断念するものとみられている。そのため，市街化区域内の農地の大部分が宅地等に転用される可能性がある。

た公園用地への転換も十分に考えられる。さらに、今後は高齢化の進行が予想され、高齢者の行動圏が狭いことを考慮すると、小規模な都市型農園を分散的に配置することが効果的だという指摘もあり（三宅・松本, 1997b), すでに生活圏内に分散的に配置されている街区公園などを用いた分区園の導入は効果的だと考えられる。

2. 既往研究

2.1 公共空間の私的利用と公益性に関する既往研究

公共空間における私的利用と公益性に関する研究は、都市公園に設置された保育園を扱った事例、暫定的な空地地に整備されたコミュニティガーデンを扱った事例が存在する。三輪ら（2017）は、横浜市の都市公園に設置された保育園において、都市公園に利用者が偏る保育園を設置する意義を明確に示す必要があると指摘している。田中ら（2009）は公園の清掃などの日常的な公園の維持管理業務の一端を保育園が担っている現状を報告しており、三輪ら（2009）は公園に遊びに来た園児自身が公園利用者と交流を図ることで、地域のコミュニティが育まれていることを示唆している。三輪ら（2008）は公園が「屋外遊技場」として許容されるための条件整理の必要性について言及しており、私的利用と公益性のバランスの重要性を示唆している。雨宮（2015）は、暫定的な空地地に整備されたコミュニティガーデンにおいて、農的活動によって生まれた新たなコミュニケーションが、公共空間としての性質を強めた一方、一部で「私化」とも取れる空間の占有が発生したと報告している。また、公園のように公的主体が開設し、周囲の住民等が集うことで成立する公共空間が存在する一方で、私有地における暫定的な土地利用として、「私的な利用から始まり、賛同者や協働者が集まることで公的な性質を帯びていく公共空間」の可能性についても言及している。公園の維持管理が官民連携・市民参加型へと移行する中で、今後、保育園や分区園のような私的利用とも捉えられる施設が出現する可能性は大いにある。対立する2つの性質のバランスを探っていくことは、今後の公園の維持管理を考える上で重要だと考えられる。

2.2 分区園に関する既往研究

分区園（allotment garden）は英国発祥で、欧州において100年以上の歴史を有するとされているため、海外での研究は盛んである。欧州の分区園の歴史に関する研究（Keshavars and Bell, 2016）、都市計画における分区園の役割を考察した研究（Drilling et al., 2016）、分区園の生態系サービスに関する研究（Langemeyer et al.）、分区園における生物多様性の保全効果を検証した研究（Speak et al., 2015）、分区園が都市住民の健康に与える影響に関する研究（Armstrong, 2000）、分区園が子どもの健康に与える影響に関する研究（Ozer, 2007）、グリーンインフラとしての機能に関する研究（Breuste, 2010）、プレイスメイキングの手段としての分区園に関する研究（Noori and Benson, 2016）、など、様々な研究が見られる。また、欧州のみならず、フィリピンなどの東南アジアでの事例に関する研究や（Holmer et al.,

2003), アフリカの事例を取り上げた研究なども存在する (Drescher, 2001)。しかし, 国内における分区園に焦点を当てた研究は, 有田 (1972) を除いて見当たらない³。もちろん, 分区園の私的利用と公益性に着目した研究は見られない。都市型農園の変遷を調べた新保 (2015a,b) および工藤 (2009) においては, 日本における初期の都市型農園として, 大阪市の城北公園分区園や東京市の羽沢分区種芸園などの分区園が一部紹介されている。論説や報告としては 1.5 で挙げた文献などが存在するが, 分区園の実態や性質に着目した研究は存在していないため, 知見の蓄積が求められる。

3. 本研究の目的

以上より, 本研究は, 分区園を設置した都市公園における「分区園における私的利用と公益性の両立」について, 空間と運営の両面から分析・考察することを目的とする。空間面については, 分区園とその他の公園施設等の配置や, 分区園利用者以外の公園利用者や周辺住民に対する配慮の有無や内容を分析・考察する。運営面については, 管理者が分区園利用者に提供するサービスの内容や, そのサービスが公園利用者や周辺住民にもたらし得る便益について, 分析・考察を行う。

4. 本研究の構成

本研究は全 5 章で構成される。第 1 章 (本章) にて, 研究背景, 既往研究, 目的を示し, 本研究の着眼点 (公園施設の私的利用と公益性の両立) を整理した。第 2 章では, 分区園の全国的な変遷と動向を整理した後, 本研究で対象とする横浜市の事例の基礎情報を整理し, 公共主体 (official) としての行政と公益性の関係について検討した。第 3 章と第 4 章では, 横浜市の事例調査を通して, 分区園の設置された都市公園の空間面の特徴および運営面の特徴を明らかにし, 「分区園の私的利用と公益性の両立」の観点から分析・考察を行った。以上を受け, 第 5 章では, 本研究における結論と今後の展開についてまとめ, 本論を終える。

³ 有田 (1972) における分区園の定義は, 本研究における分区園の定義とは若干異なる。「分区園」という言葉は, 東京緑地計画を主導した北村徳太郎氏の造語だという説が有力であるが (横山, 1989), 正確な定義がなされないまま近年まで使用されてきたため, 都市型農園全般を総称する呼称として使用されている文献も散見される。有田 (1972) は一部市民農園やコミュニティガーデンに分類される事例も含まれるが, 分区園の事例が大半を占めているため, 分区園研究の先事例として取り上げた。

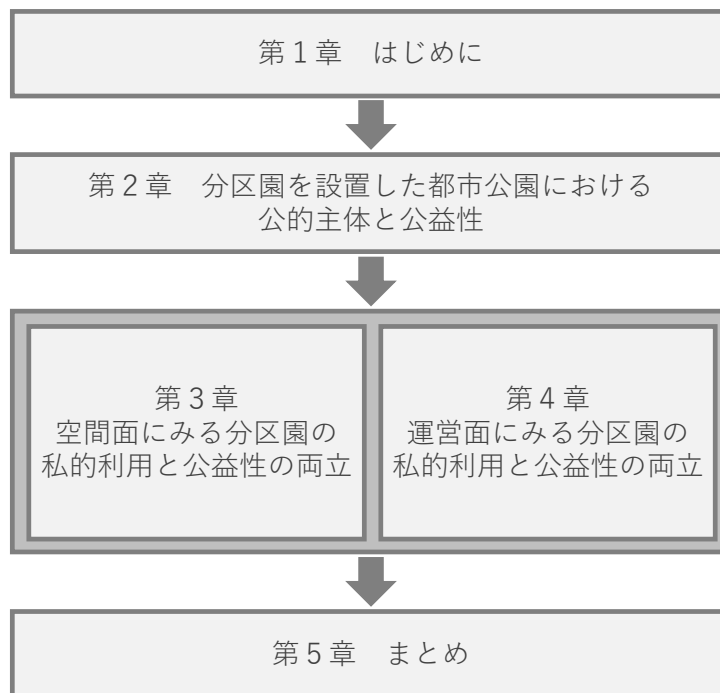


図-2 本研究の構成

5. 本研究の対象地

本研究の対象地は、神奈川県横浜市の分区園および分区園が設置された都市公園とした。日本において分区園は未だ普及していないが、近年、横浜市ではその整備数が増加しており、2018年現在、市内12か所の都市公園に分区園が整備されているほか（図-3）、2019年4月に1か所で分区園を設置した都市公園が開園予定である⁴。2018年現在開設されている12か所のうち、9か所は「横浜みどりアップ計画」によって2013年以降に整備された分区園、2か所は1982年より建設省が実施した「分区園緑地（タウンズファーム）事業（以下、タウンズファーム事業とする）」によって整備された分区園、1か所は1984年より建設省が実施した「ガーデンパーク事業」によって整備された分区園である⁵。これらの都市公園の運営には「指定管理者制度⁶」が導入されており、日常の維持管理業務は公募によって選出された民間事業者・民間団体が行なっている。

横浜市が対象地として適していると考えられる理由として、（1）複数の分区園を管理している地方自治体は少なく、（2）その中でも、近年の整備事例が比較的多いことが挙げられる。（1）について、事例の多い横浜市を調査対象とすることで一定の事例数を確保できるためである。（2）について、横浜市の分区園12か所のうち9か所が、2013年以降に整

⁴ 2019年4月に「仏向原ふれあい公園」が保土ヶ谷区にて開園予定

⁵ 横浜市担当課職員へのインタビューに基づく。第2章で詳述。

⁶ 指定管理者制度：住民の福祉を増進する目的をもっての利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成15年9月に設けられた制度（総務省、2010）

備されており、現行の制度や社会背景を踏まえた上で、分区園の私的利用と公益性について議論できるため、研究成果を他の自治体等に適用しやすいためである。

なお、本研究では、みどりアップ計画で整備された分区園を設置した9つの都市公園を「農園付公園」、タウンズファーム事業およびガーデンパーク事業で整備された分区園を「パーク菜園」、パーク菜園を含む3つの都市公園を「ガーデンパーク」と呼ぶこととする⁷。

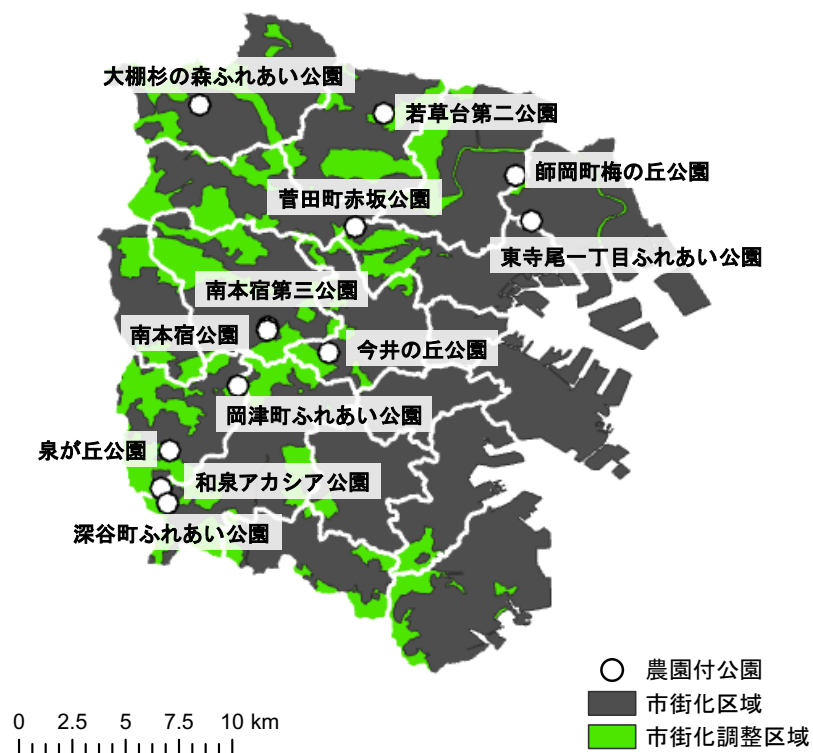


図-3 横浜市における分区園の分布

⁷ 正確にはタウンズファーム事業で整備された都市公園は「タウンズファーム」と呼ばれるが（東，1987）、本研究ではタウンズファームとガーデンパークの区別を行わないため、便宜上「ガーデンパーク」で統一した。

第2章 分区園を設置した都市公園の変遷と実態

1. 本章の目的

本章では、第3章および第4章において、分区園を設置した都市公園の空間および運営に関する分析を試みるにあたり、分区園の変遷や実態に関する基礎的な事項を把握することを目的とする。基礎的な事項として、日本における分区園の変遷と実態を整理した後、横浜市を対象とした事例調査を通して、分区園を設置した都市公園の整備に関する政策・計画の市区町村レベルでの位置付け、分区園および公園の運営体系、行政の立場からみる分区園の公益性に関する解釈などを取り上げる。本章では、齋藤(2000)に基づく公共性の3つの要素 (official, open, common) のうち、特に「公的主体 (official)」としての横浜市に着目し、公的主体と公益性の関係について論じていく。

2. 方法および着眼点

2.1 日本における分区園の変遷と実態に関する調査

まず、日本における分区園の変遷を明らかにするために文献調査を行った。次に、現状を明らかにするために web 上にて分区園の開設状況を調査した。文献調査では、都市型農園が日本で整備され始めたと考えられる 1920 年代以降の文献を対象に、主に造園や都市計画に関する雑誌および論文集 (造園雑誌, 公園緑地, 都市計画, 農村計画, ランドスケープ研究, 環境情報科学論文集, 建築学会計画系論文集, 都市計画論文集など) や、都市型農園に言及した本から分区園に関する情報を収集し、年代ごとに整理した。web 調査では、2017 年 8 月から 2019 年 2 月にかけて、日本全国の市区町村 1724 か所 (2019 年 1 月現在) のホームページにアクセスし、ページ内検索機能を用いて「分区園」「市民農園」「菜園」の3つのキーワードを検索した。ページ内の情報のみで分区園に該当するか判断できないものについては、適宜各自治体にメールまたは電話で問い合わせ、確認を行なった。

2.2 横浜市における分区園の実態に関する調査

まず、横浜市の分区園および分区園を設置した都市公園 (農園付公園およびガーデンパーク) に関する基礎情報を収集するために公開資料の収集ならびに公園台帳 (都市公園台帳・公園施設台帳) の閲覧を行なった。具体的な公開資料として、横浜みどりアップ計画に関する資料 5 点 (第 1 期計画書, 第 1 期事業報告書, 第 2 期計画書, 第 2 期事業報告書, 第 3 期計画書), 各農園付公園の維持管理基本水準書 10 点 (2019 年度開園予定の農園付公園を含む), 公園仕様書 8 点, 指定管理者の選定に関わる資料 16 点 (横浜市指定管理者制度運用ガイドライン【第 11 版】, 指定管理者公募要項, 第三者評価報告書, 事業評価報告書), 横浜市分区園管理運営要綱, 環境創造局発行のパンフレット 2 点を収集した。

次に、公開資料および公園台帳では把握できない基礎事項に関して、2017 年 7 月および

2018年1月に横浜市の担当課（環境創造局みどりアップ推進部みどりアップ推進課）の職員2名に対して、それぞれ約90分間、約60分間の半構造化インタビューによる聞き取りを行った。調査項目を表-2に示す。

以上より得られた基礎情報をもとに、本章では以下の3点に着目して情報を整理した。

表-2 横浜市担当課職員への聞き取り内容

カテゴリ	質問項目	日程
Q1	分区園の	2017年7月
Q2	「導入」に	
Q3	関する質問	2018年1月
Q4		
Q5		
Q6		
Q7	分区園その	2017年7月
Q8	ものに関する質問	
Q9		2017年7月
Q10		
Q11	運営に関する	
Q12	質問	
Q13		
Q14		
Q15		
Q16		
Q17		
Q18		
Q19		2018年1月
Q20		

2.2.1 分区園の設置に関する事業・計画における公益性の所在（3.2.1に対応）

近年、公共事業に対しては、その実質的な公益性を批判的に問う試みが行われている（齋藤，2000）。これはすなわち、国家の活動が常に「公開性（openness）」を拒もうとするように、公的主体が提供する事業やサービスが必ずしも公益に資するものではない、もしくは公益性が最大限に発揮されていない可能性があることを意味している。そこで、横浜市の農園付公園およびガーデンパークに関する事業に対して、事業そのものの公益性の所在を確認することとした。

まず、文献調査によって、分区園ならびに分区園を設置した都市公園の当該事業や計画における位置付けをまとめ、分区園に期待される公益について整理した。次に、横浜市担当課職員への半構造化インタビュー調査の結果から、公益に資する公園施設として、分区園が事業や計画に位置付けられた経緯および社会的背景を整理し、分区園の設置による公益性の所在について考察を行なった。

2.2.2 公的主体としての横浜市と指定管理者の関係性（3.2.2に対応）

近年、都市公園の維持管理は行政主導から官民連携へと移行している（榑野，2017；寺田，2018）。そのため、齋藤（2000）に基づく公的主体の意味合いも変化していると考えられる。本研究で対象とする横浜市の12か所の対象公園でも、官民連携制度の1つである指定管理者制度が導入されている。そのため、文献調査（主に指定管理者制度に関する資料）の結果より、横浜市における官民連携の運営体系を、横浜市担当課職員への半構造化インタビューの結果より、各主体の事業への関わり方（実際の連絡頻度や公開資料で義務付けられていない内容など）を整理した。

2.2.3 公的主体としての分区園の公益性に関する解釈（3.2.3に対応）

分区園はしばしば私的な空間としてみなされるが（有田，1972），横浜市では2013年以降、1年に1か所以上のペースで農園付公園を開設しており、行政は少なくとも分区園を「公益性を發揮する公園施設」として認識しているといえる。そこで、横浜市職員への半構造化インタビュー調査の結果から、「分区園の公益性」に関して、公的主体である横浜市の立場・解釈を整理することで、他の自治体における適用可能性について考察した。

3. 結果・考察

3.1 日本における分区園の変遷と実態

日本における分区園の変遷を表-3に示した。日本における初期の分区園としては、1926年に大阪市に開設された山口・湯里農園が挙げられる。両農園は、大阪市農會によって開設された後、しばらくして公園課に管理が移行したため、分区園として扱われたと推察される（椎原，1934）。戦前のモデルとなったのは、1934年に大阪市に開設された城北公園（椎原，1935）と1935年に東京市に開設された羽沢分区種芸園だが（平田，1938），第二次世界大戦により発展の機会を失ったとされている（横山，1989；新保，2015a，新保，2015b，工藤，2009）。戦後は尼崎市の西武庫公園と大阪市の鶴見緑地が整備された。西武庫公園分区園は花卉の栽培に特化しており、作物は栽培されていない（勝浦，1965；山本，1982）。鶴見緑地は6.9haの敷地に約2,600区画が整備されたが（大阪市史編纂所，1989），1990年の「国際花と緑の博覧会」のための再整備により土地利用が変更され（井原，2013），分区園は姿を消した（富田・藤吉，1988）。1980年代には、都市住民の農への関心の高まりを背景に、当時の建設省が1982年に「分区園緑地（タウンズファーム）事業（以下、タウンズファーム事業とする）」（建設省都市局都市緑地対策室，1982），1984年に「ガーデンパーク事業」を実施し（伊藤，1991），全国的な分区園の普及を図った。タウンズファーム事業では、名古屋市の大当郎緑地など（東，1987），分区園を設置した都市公園が全国十数か所で開設された（建設省都市局公園緑地課，1991）。2年後に始まったガーデンパーク事業では、借地による公園用地の取得を前提としたタウンズファーム事業とは異なり、積極的な用地の買収を行い、必要な施設の設置などが進められた（伊藤，1991）。ガーデンパーク事業は、

分区園を恒久的な施設として都市空間に位置付けるという点で、分区園の普及に大きな役割を果たすと考えられたが、1991年には29か所が報告されているものの（建設省都市局公園緑地課，1991），その後、分区園整備が全国的に進むことはなかった。2018年現在も、日本における分区園の開設事例は未だ20～30か所程度にとどまっている⁸。本事業が発展を遂げることなく衰退した要因を特定することで、分区園の発展に向けた知見を得られると考えられるため、今後の研究課題としたい。

表-3 分区園の変遷

西暦	事業・計画・事例等	西暦	事業・計画・事例等
1926	山口農園，湯里農園（大阪市）が開設（※1）	1972	鶴見緑地市民園芸村（大阪市）が開設
1929	東京緑地計画に都市緑地の一形態として分区園が明記	1982	分区園緑地（タウンズファーム）事業開始
1934	城北公園市民農園（大阪市）が開設（※2）	1982	第1期整備の対象として全国9か所が選出
1935	羽沢分区種芸園（東京市）が開設 戦時中は進展なし	1984	ガーデンパーク事業開始
1965	西武庫公園分区園（兵庫県尼崎市）が開設（※3）	1991	全国29か所で開園
		2018	全国約25か所で開園中

※1：のちに管理が公園課に移り，分区園となった ※2：名称に「市民農園」がつくが，本研究の定義では分区園に分類される
 ※3：花卉の栽培に特化した分区園で作物の栽培は行われていない

3.2 横浜市における分区園の変遷と実態

主に文献調査によって得られた各対象公園の概要を表-4に、横浜市担当課職員への半構造化インタビュー調査による聞き取りの結果を表-5に示した。

横浜市における分区園の変遷として、設置された時期は大きく2つに分類された。横浜市における初期の分区園としては、若草台第二公園（1986年開園）、南本宿公園（1989年開園）、和泉アカシア公園（1991年開園）の3か所が見られた。若草台第二公園および南本宿公園の分区園は1982年開始のタウンズファーム事業、和泉アカシア公園の分区園は1984年開始のガーデンパーク事業によって設置されており、この他に県立三ツ池公園などにも分区園が設置されていたようである（建設省都市局公園緑地課，1991）。しかし、分区園の設置は数事例に止まっていることから、全国的な動向と同様に（3.1参照）、普及には至らなかったと考えられる。一方、残り9か所の分区園は、「横浜みどりアップ計画（以下、みどりアップ計画とする）」と呼ばれる横浜市の緑に関する計画に基づいて2013年以降に整備されており、先述の3公園とは設置の背景が異なっていた。

以上より、横浜市には3つのガーデンパークと9つの農園付公園が存在しており、設立の経緯や目的がそれぞれ異なると考えられた。これを踏まえて、以下では、横浜市における分区園の実態に関して、表-4および表-5の結果を中心に、先述の3つの観点に基づいて情報の整理・考察を行っていく。

⁸ 2017年8月から2019年1月にかけて分区園に関する文献調査とweb上での調査を通して、日本における分区園の事例とその情報を収集した。Web上での調査は、全国の市区町村1724か所のホームページにアクセスし、ページ内検索機能を用いて「分区園」「市民農園」「菜園」の3つのキーワードで検索を行なった。また、ページ内の情報で判断できないものについては、適宜各自治体に問い合わせを行なった。

表-4 横浜市における農園付公園およびガーデンパークの概要

公園名	開園年	所属区	種類	公園面積 /㎡	耕作面積 /㎡	耕作面積 の割合	個人区画 /㎡(区画数)	団地区画 /㎡(区画数)	協働農園 /㎡(区画数)	指定管理者 (※1)	用途地域	半径250m内の 専用地域	備考(※2)
農園付公園													
深谷町ふれあい公園	2016	戸塚区	街区公園	4,333	1,555	36%	10(49), 15(34)	50(6)	95(1), 150(1), 10(1)	団体A	第1種中高層住居 専用地域	第1種中高層住居 専用地域	
菅田町赤坂公園	2017	神奈川区	街区公園	3,579	400	11%	10(34), 15(4)	-	-	団体B	第1種中高層住居 専用地域	第1種中高層住居 専用地域	市街化調整 区域に隣接
岡津町ふれあい公園	2017	泉区	街区公園	3,373	656	19%	12(38)	25(3)	25(1), 100(1)	団体C	市街化調整区域	市街化調整区域	市街化区域 に隣接
南本宿第三公園	2013	旭区	街区公園	4,356	200	5%	10(20)	-	(※3)	団体C	第1種低層住居 専用地域	第1種低層住居 専用地域	
師岡町梅の丘公園	2015	港北区	近隣公園	10,250	855	8%	12.5(46)	50(3)	38.3(1), 48.9(1), 42.5(1)	団体C	第1種低層住居 専用地域	第1種低層住居 専用地域	市街化調整 区域に隣接
大杉形の森ふれあい公園	2016	都筑区	街区公園	9,663	538	6%	10(23), 15(13)	40(2)	33(1)	団体A	市街化調整区域	市街化調整区域	市街化区域 に隣接
今井の丘公園	2017	保土ヶ谷区	近隣公園	18,550	950	5%	10(70)	-	250(1)	団体D	第1種低層住居 専用地域	第1種低層住居 専用地域	市街化調整 区域に隣接
泉が丘公園	2015	泉区	街区公園	2,458	348	14%	12(25), 24(2)	-	-	団体A	市街化調整区域	第1種低層住居 専用地域	市街化区域 に隣接
東寺尾一丁目ふれあい公園	2015	鶴見区	街区公園	2,583	807	31%	13(54)	-	105(1)	団体E	第2種中高層住居 専用地域	第2種中高層住居 専用地域	
仏向原ふれあい公園	2019 (予定)	保土ヶ谷区	街区公園	7,204	1,040	14%	12(45)	40(2)	170(1), 250(1)	団体C	第1種低層住居 専用地域	第1種低層住居 専用地域	市街化調整 区域に隣接
若草台第二公園	1986	青葉区	街区公園	4,202	960	23%	30(32)	-	-	団体F	第1種低層住居 専用地域	第1種低層住居 専用地域	
南本宿公園	1989	旭区	地区公園	27,842	1,290	5%	50(6), 30(33)	-	-	団体G	第1種低層住居 専用地域	第1種低層住居 専用地域	
和泉アカンア公園	1991	泉区	街区公園	3,335	720	22%	30(24)	-	-	団体H	第1種低層住居 専用地域	第1種低層住居 専用地域	市街化調整 区域に隣接

※1：2018年現在

※2：「隣接」：公園の敷地が接している状態、「近接」：半径250m以内に存在する状態

※3：花壇の一部を本園として利用しており、協働農園と同様の機能を有している

表-5 横浜市担当課職員への聞き取りの結果（基礎事項の把握）

カテゴリ	質問項目	日程
Q1	分区園の	2017年7月
A1	近年農園付公園を整備し始めたのはなぜか（きっかけや背景）	
Q2	「導入」に 関する質問	
A2	市民、土地所有者、市という3者の利害が一致したからだと考えられる。高齢化などで農地を手放さざるを得ない農家が増えており、農地および農の空間の保全を目指す市が買い取り、農的活動への関心が高まっている市民に向けて農園付公園を整備している。	
A3	分区園の導入にあたり障害となったことは何か（解決しなければいけない問題点）	
Q3	既存の市民農園との競合を避ける必要があった。また、土地の周囲に道路を整備したり、園内に水道やトイレを設置するためにインフラを整える必要があった。	2018年1月
A3	既存制度や類似の取り組みとの関係性（市民農園等との制度的なすみ分け）	
Q4	既存の分区園として、分区園緑地（タウンズファーム）事業、ガーデンパーク事業で整備された3か所の公園（若草台第二公園、南本宿第三公園、和泉アカシア公園）があるが、現在は制度的な調査が必要なのは特になし。また、こうした公園の存在により、元々ノウハウが蓄積されていたため、以前の事業の経験が現在に活かされている。	
A4	今まで分区園を設置した都市公園が見られなかったのはなぜか（分区園が成立する条件）	
A5	正確には分からないが、横浜市の場合、みどりアップ計画によって取り組みが位置付けられているのが大きいと感じている。また、みどり税によって財源の確保に成功している点や、横浜市は市街化区域と市街化調整区域の線引きが細かく、盛んな都市農業と都市部が入り組んでいる点も影響しているかもしれない。	
Q5	農園付公園の開設までのプロセス（設置のスキーム）	2017年7月
A5	ほぼ全てが耕作や維持が困難になった農地を横浜市が買い取って整備した。生産緑地の買収請求の場合もあるし、生産緑地を解除したことで維持が難しくなり買い取ったものもある。	
Q6	分区園その ものに関する質問	
A6	農地で開設する都市型農園との違い（農地法の制約等）	
A7	分区園は公園施設であるため、農地法は関係なく、敷地内の土地利用の変更などは自由。比較的縛りがなく、自由に変更できるため、整備しやすい。	
Q7	市民農園や体験農園と異なる点や差別化を図るポイント（分区園の独自性）	2017年7月
A7	市民農園や体験農園と異なる点や差別化を図るポイント（分区園の独自性）	
Q8	そもそも市が関わる市民農園は現在ほとんど存在していない。現在は市民の要望により農園付公園の整備が進んでいるため、市民農園などの競合は起こっていない	
A8	特定農地貸付等による市民農園等との競合の有無（市としての見解）	
A9	特定農地貸付による市民農園の開設がそこまで多くなく、立地が揃っていないため、今のところ競合は起こっていない。ただし、あくまで市の見解なので実際のところは分からない。	
Q9	実態として農園になっている公園用地はどのように位置づけるか（愛護会が管理する花壇等）	2017年7月
A9	公園用地における農的な利用はほとんど見られない。また、花壇になっているものはいくつか見受けられるが、特に大きな問題になっているわけではなく、ほとんどの場合が愛護会内で解決する。	
Q10	分区園利用者に便益（収穫物など）が限定されることをどう考えるか（公益性に関する解釈）	
A10	分区園の契約期間は基本は1年（長くて2年）なので、限定的だとは考えていない	
Q11	運営に関する 質問	
A11	分区園利用者の特性	2017年7月
A12	正確な数値は分からないが、高齢者の利用が目立つ	
Q12	農園付公園およびガーデンパークに関する事業に 関する質問	
A12	農園付公園およびガーデンパークに関する事業に 関する質問	
A12	横浜みどりアップに関する業務はみどりアップ推進部が、指定管理に関する業務は公園緑地管理課、指定管理者と日常のコミュニケーションをとるのは北公園緑地事務所。また、例えば、周囲の樹林地との関係性を検討する際は樹林地を担当する部署と連携するなど、必要に応じて関係部署に適宜コンタクトを取っている。	
Q13	指定管理者の公募要件について重視したこと（農園付公園であるがゆえの条件など）	2018年1月
A13	指定管理者の公募要件について重視したこと（農園付公園であるがゆえの条件など）	
Q14	分区園が導入されているが、あくまで公園として市民が気軽に利用できるような環境づくりが優先であり、結果として現在は大半が造園業者となっている	
A14	公園の運営における行政としての関与はあるか	
A15	基本的には指定管理者に一任しているため、基本的には行政が運営に関することは無い	
Q15	農園付公園の運営で予想されるリスクや課題は何か	2018年1月
A15	農園付公園の運営で予想されるリスクや課題は何か	
Q16	路上駐車の増加が予想されるため、指定管理者には強く喚起を促すように申し込んでいる	
A16	現在届いている利用者および周辺住民等からの苦情やクレームは何か	
A17	例えば、防砂ネットを配置するなどの事前の対策を行なっているため、目立った苦情やクレームは今のところない	
Q17	管理・運営上の工夫やアイデアはどんなものがあるか	2018年1月
A17	管理・運営上の工夫やアイデアはどんなものがあるか	
Q18	指定管理者に一任しているため、各公園によって異なる。指定管理者の考え方や方針によるところが大きく、行政としても各指定管理者の特徴を活かした運営を	
A18	指定管理者に一任しているため、各公園によって異なる。指定管理者の考え方や方針によるところが大きく、行政としても各指定管理者の特徴を活かした運営を	
A19	今後も農園付公園の設置を行なっていく予定か	
Q19	未定。今後の需要を見極めながら判断していく。ただし、すぐに需要がなくなるとは考えづらく、しばらくは継続する見通し。	2018年1月
A19	未定。今後の需要を見極めながら判断していく。ただし、すぐに需要がなくなるとは考えづらく、しばらくは継続する見通し。	
Q20	行政と指定管理者が連絡をとるタイミングや頻度はどのくらいか	
A20	行政と指定管理者が連絡をとるタイミングや頻度はどのくらいか	
A20	各指定管理者は必ず月報を提出することになっているため、最低でも月に1回はコミュニケーションを取っている。また、月報以外でも、必要があれば逐一連絡を取っているため、連絡頻度は不定期。	
Q20	行政としてのイベントの要望や運営への関与はあるのか	2018年1月
A20	基本は指定管理者が企画運営するため、行政側が関与することはない。ただし、指定管理者はイベント実施前に、申請書を提出する必要があるため、内容によっては横浜市が改善要求をしたり、却下したりすることもある。	

3.2.1 分区園の設置に関する事業・計画における公益性の所在

対象公園 12 か所のうち、3 か所がタウンズファーム事業およびガーデンパーク事業によって、残りの 9 か所はみどりアップ計画によって設置されているように、設置に関わる事業・計画が異なる。文献調査によって得られた情報から、それぞれの事業・計画の概要と分区園の位置付け等について抽出し、期待される公益について整理した。

横浜市の分区園 3 か所を設置する根拠となったタウンズファーム事業およびガーデンパーク事業は、分区園の普及を目的として建設省が主導した事業であるため、分区園の設置が事業の中心に据えられていた。また、事業の目的が「市民が土やみどりにふれあう機会を提供すること」であることから、分区園の整備に対する社会的な需要が高かったことが伺え、この需要への対応そのものが公益として位置付けられていたと考えられる。また、市街化が進む地域における緑地の保全という観点からも、健全な都市環境の形成に資する形で公益性を発揮していたと考えられた。これらの事業に対して、国は国庫補助という形での金

銭的な支援によって分区園の普及を促しており、世田谷区桜丘五丁目市民農園などもこの補助を受けて設置されたものと考えられる（東，1987）。

一方、横浜市の分区園9か所を設置する根拠となったみどりアップ計画は、2006年に策定された「横浜市水と緑の基本計画」に基づき、重点的に行う取り組みをまとめたものである。第1期（2009～2013年度）、第2期（2014～2018年度）を経て、2019年度から第3期（2019～2023年度）の施策が始まる。みどりアップ計画における取り組みは、（1）市民とともに次世代につなぐ森を育む、（2）市民が身近に農を感じる場をつくる、（3）市民が実感できる緑をつくるという3つの柱で構成されており、分区園の設置に関する事業は（2）の1つとして「様々な市民ニーズに合わせた農園の開設」を目的として行われていた（横浜市環境創造局，2013）。したがって、市民への農的活動の場の提供ならびに健全な都市環境の形成が公益性の根拠となっている点は、タウンズファーム事業やガーデンパーク事業と同様であるが、みどりアップ計画の場合は、分区園の普及を第一の目的とするのではなく、緑化施策における選択肢の1つとして位置付けられていた。また、みどりアップ計画に基づく事業には「横浜みどり税（以下、みどり税とする）」と呼ばれる横浜市独自の税金が用いられている。法人は年間均等割額の9%相当額、市民は1人あたり年間900円を市に納入することとなっており、みどり税による収入は年間130億円に上り、みどりアップ計画の全支出の約3割を賄っている。

以上より、横浜市の3か所のガーデンパークは、分区園が公益に資する公園施設として、国策に位置付けられていたときに設置されたものであり、9か所の農園付公園は、横浜市の具体的な計画に位置付けられている点、一般財源に加えて同市独自の財源を有している点が、1980年代のタウンズファーム事業やガーデンパーク事業ならびに全国の自治体と異なる特徴だと考えられた。また、両事業とも市民への農的活動の場の提供ならびに健全な都市環境の形成の2点を公益性の根拠としていたと考えられた。

次に、横浜市がみどりアップ計画における1つの事業として農園付公園の整備を実施するに至った経緯や社会的背景について、横浜市担当課職員への半構造化インタビューの結果（主にQ1～Q5）をもとに整理していく。聞き取りの結果、横浜市が分区園の導入を検討し始めた最大の要因は、維持困難な農地や耕作放棄地の増加であり、農園付公園の用地は市が積極的に獲得しているのではなく、所有者が維持できなくなった土地を買い取り、対応していることが分かった。全国的な動向と同様に、横浜市でも農家の高齢化や相続による税金の発生などが原因で農地の減少ならびに未利用地の増加が問題になっており、土地の活用に関する問い合わせや相談が増加していた。また、市としても農地の減少や耕作放棄地の増加によって、都市における農の空間が失われていることや、都市環境が悪化していることを問題視していた。こうした状況を踏まえて、所有者から維持困難な土地を横浜市が買い取り、農的活動への関心が高まっている都市住民へ貸し出すことで、3者の需要と供給を合致させ、農の空間を保全するための1つの選択肢として良好な都市環境の形成を図っていた。

また、「特にまとまった生産緑地を優先して買い取ることで、都市の農の空間を担保している」との発言もあり、農園付公園の整備は、都市住民へ都市型農園を提供するだけに留まらず、農地保全などの観点からも公益性を発揮している可能性が考えられた。そこで、農地保全の可能性について検討するために、各対象公園の従前土地利用に着目し、後日、横浜市に問い合わせを行い、各対象公園の従前の土地利用に関して、地目別の土地被覆率の割合を調査した。続いて、地目上の土地利用と実際の土地利用の整合性を確認するために、各対象公園の整備前の空中写真から空中写真判読を行い、地目上の土地利用との整合性を確認した。空中写真は国土地理院の地図・空中写真閲覧サービス（1/10000）および Google Earth から 2004 年、2007 年、2012 年、2018 年のものを入手した。最後に、各対象公園の周辺住民を対象に非構造化インタビュー調査を実施し、整備前の周辺環境について聞き取りを行った。インタビュー調査は 2018 年 10～11 月にかけて行なった。

横浜市への問い合わせによって得た農園付公園およびガーデンパークの整備前の地目上の割合は表-6 に示した通りで、南本宿第三公園を除くすべての農園付公園（ガーデンパークを除く）で「畑」が転用されており、農的な利用が行われていたことが分かった。また、農園付公園およびガーデンパークに整備された土地の半分以上が、地目上は「畑」になっており、「山林」と合わせると 9 割以上となる。ただし、「山林」には特別緑地保全地区⁹等も含まれており、割合が高く見積もられている可能性があること、地目上は「畑」でなくても実際は農的な利用をされていた土地も含まれていることから、実際は農的な利用が行われていた土地は表-6 より多くなると考えられる。

空中写真判読からは、深谷町ふれあい公園、泉が丘公園（分区園部分）、東寺尾一丁目ふれあい公園、師岡町梅の丘公園、今井の丘公園（分区園部分）において、地目通り「畑」としての利用が確認された。しかし、菅田町赤坂公園は、2007 年当時は地目通り「畑」としての利用が確認されたが、2012 年は耕作が放棄され、暫く空閑地となっていたことが確認された。岡津町ふれあい公園でも、地目上はすべて「畑」となっているが、2012 年時の空中写真から整備前に同公園の南側が耕作目的での使用を放棄され、暫く草地となっていたことが伺えた¹⁰。南本宿第三公園も、地目上は宅地の割合が多くなっているが、2012 年以降は空閑地もしくは草地となっていたことが伺えた。今回の調査では、本研究の主題からずれるため、大まかに 3～6 年ごとの変化を追ったが、より詳細に調査することで菅田町赤坂公園等のように一度利用が放棄された事例は他にも存在すると考えられる。こうした事例は、耕作放棄からの経過年数が長いほど整備費用が高くなるため（九鬼・高橋，1999）、放棄後数年以内に農園付公園に転用されたと考えられる。また、岡津町ふれあい公園の周辺住民からは、「以前は木が生い茂っていて薄暗かったが、公園の整備により明るく居心地の良

⁹特別緑地保全地区とは、都市緑地法第 12 条や首都圏近郊緑地保全法第 5 条等による特別緑地保全地区制度に基づいて指定される緑地。特別緑地保全地区制度は、都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為などの一定の行為を制限することで、都市緑地を保全し、緑を将来に継承するための制度。

¹⁰周辺住民へのインタビューによって確認済み：2018 年 10 月

い空間になり、安心した」との発言があり、対象公園において利用価値だけでなく存在価値も公益に寄与していると考えられた。

一連の調査により把握された本事業の公益性は、計画や事業が本来目的としていた都市型農園の拡充だけでなく、都市における農の空間の保全、耕作放棄地における景観や治安の悪化の防止なども確認された。これにより、今後予想される空閑地の増加などの都市計画的な問題に対して、分区園の導入が1つの対応策となりうることが示唆された。

また、横浜市は大都市でありながら、市街化区域と市街化調整区域の線引きが細かく行われたため（江成，2013），市街地と農の景観が近接している。こうした背景からも、市民が農に触れる機会や都市型農園を提供する環境としては適していると考えられ、今後より詳細に検証していく必要がある。

表-6 対象公園の従前土地利用と地目別の割合（横浜市より提供）

公園名		従前土地利用（地目別）			
		畑	山林	雑種地	宅地
農園付公園	深谷町ふれあい公園	100	0	0	0
	菅田町赤坂公園	100	0	0	0
	岡津町ふれあい公園	100	0	0	0
	南本宿第三公園	0	37	9	57
	師岡町梅の丘公園	60	40	0	0
	大棚杉の森ふれあい公園	33	57	9	1
	今井の丘公園	84	11	5	0
	泉が丘公園	100	0	0	0
ガーデンパーク	東寺尾一丁目ふれあい公園	73	27	0	0
	若草台第二公園	100	0	0	0
	南本宿公園	0	100	0	0
	和泉アカシア公園	0	100	0	0
全体		51	40	2	7

泉が丘公園と今井の丘公園は、既存の公園に分区園部分が併設された経緯があるため、地目上の割合も分区園部分の取得時の値を示している。

3.2.2 公的主体としての横浜市と指定管理者の関係性

次に、本事業における公的主体の実態について、指定管理者制度との関係に着目しながら、運営体系（図-4）と横浜市と指定管理者の連携について整理した。

指定管理者制度と指定管理者の概要

農園付公園およびガーデンパークには指定管理者制度¹¹が導入されている。2018年時には、9か所の農園付公園と3か所のガーデンパークを8団体で管理していた。公園と指定管

¹¹ 指定管理者制度は、地方自治法の改正に伴い、2003年から施行された制度。指定により公共施設の管理権限を委託することができる。緑地計画分野では、指定管理者制度の導入により、都市公園の管理運営を、民間事業者も含めた幅広い主体に委ねることができるようになった。

理者の対応は表－４の通りである。文献調査および聞き取りにより、横浜市、指定管理者、利用者の関係性を図－４に示した。

対象地を指定管理する６社はすべて民間の造園業社（または造園に関する部署を持つ企業）であり、横浜市内に本社または事業所を構えている。指定管理者の企業規模は、団体 E のように、従業員数が約 2,000 人の大手企業のグループ会社から、団体 A や団体 B のように、従業員数約 10 名の地元密着型の中小企業まで様々である。なお、2018 年現在、すべての農園付公園で 1 期目の指定管理期間であった（ガーデンパークを除く）。

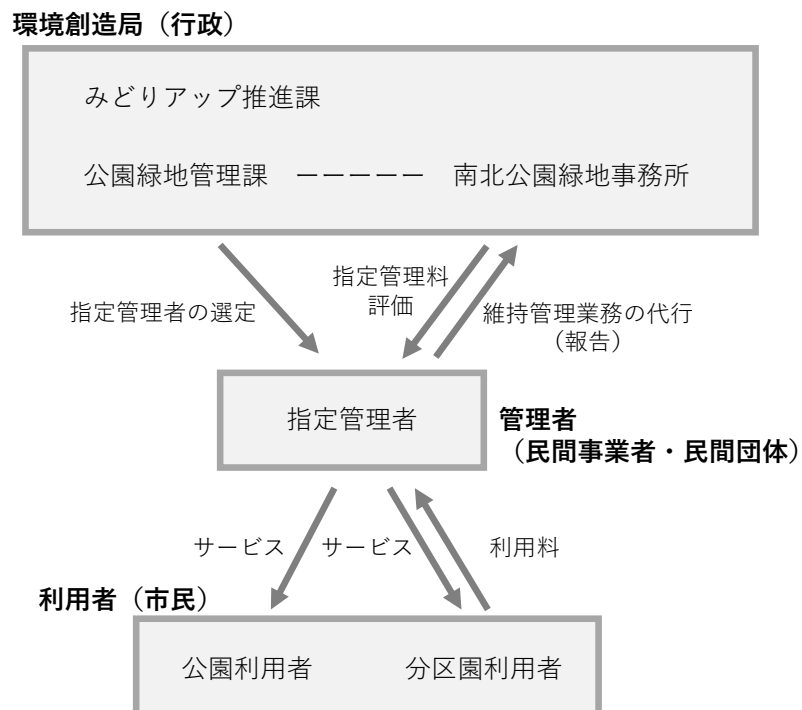


図-4 農園付公園およびガーデンパークの運営体系

市と指定管理者の連携

農園付公園およびガーデンパークに関する事業を取りまとめるのは、みどりアップ計画を主導する環境創造局である。中でも、計画に基づき農園付公園の整備などを決定するのは「みどりアップ推進部みどりアップ推進課」であり、実際の公園の維持管理業務や指定管理者制度に係る業務を取りまとめるのは「公園緑地部公園緑地管理課」である。この2つの部署を中心に、横浜市における農園付公園の運営が統括されている。

ただし、公園管理の主体は、指定管理者に選ばれた民間事業者である。指定管理者は「横浜市公園及び公園施設指定管理者選定評価委員会運営要綱」に基づいて市長が任命した委員（実務者、学識者、税理士、利用者等）により構成された委員会によって、公募による候補者の中から選定され、指定管理期間中に事業評価を受ける。また、横浜市が公募時に公開

する「維持管理基本水準書」には、管理の考え方と留意点、基本管理・植物管理・施設管理における対象範囲・留意点・管理水準、年間維持管理計画表等が記載されており、維持管理に関わる一定の業務が義務付けられている。その他に、事務作業として、事業計画書（1回／1年）、月報（1回／1か月）、四半期報（1回／3か月）、事業報告書（1回／1年）の提出が義務づけられており、公園緑地管理部の「北部公園緑地事務所」または「南部公園緑地事務所」とは定期的に連絡を取るようになっていいる。指定管理者は、本来市が行う業務を行う代わりに、指定管理料を受け取っており、これが運営費の大半を占めている¹²。分区園の利用者は申し込み、抽選、利用料の支払いまで、指定管理者の指示に従って行うため、基本的に、市の担当者と公園利用者および分区園利用者が直接関わる機会はない。

3.3 公的主体としての分区園の公益性に関する解釈

最後に、公的主体である横浜市の分区園に対する公益性への解釈に着目し、聞き取りの結果を整理したところ（1）需要の高い事業であること、（2）利用規則で利用期間や同時利用区画数の制限を行うことでより多くの周辺住民が利用できる仕組みを確保していることの2点が理由として挙げられた。（1）に関して、横浜市でも全国的な傾向と同様に、市民の農的活動への関心が高まっており、横浜市職員によると農園付公園の整備を望む声も多いという。応募多数による抽選の倍率も2倍を超える農園付公園が多く¹³、需要も一定数存在することが見て取れた。また、農的活動は高齢者の健康に良いことが報告されており（浜田ら、2016）、健康増進効果や食料の地産地消の推進も期待できるため、市民の健全な生活の実現に寄与する点で、事業の推進は公益に資すると考えられる。（2）に関して、横浜市では、条例に基づき、横浜市分区園管理運営要綱で利用上の規則が定められている。分区園の契約期間は1年間で、希望がある場合のみ1年間の契約延長が可能となる。すなわちこれは、2年に1回は利用者が入れ替わることを意味する。また、同一人物が複数の区画を利用することや名義貸しによる実質的な複数区画の利用は認められておらず、同時期に利用できる人数を多くする仕組みになっていた。こうした規則により、短期間での利用者の入れ替えならびに同時利用人数の最大化を実現し、より多くの周辺住民が利用できるような仕組みが構築されている。これは、一般的な民間の市民農園などとは異なり、公的主体が管理する公共空間であるがゆえの特徴と考えられる。また、インタビュー中には聞かれなかったが、横浜市の分区園の利用料金は一律400円／1㎡／1年となっており、周辺の市民農園などと比較すると安価である。これも、最低限の管理費の徴収のみで利用者を限定せず、より多くの市民に分区園を開くことに繋がっていると考えられる。

以上より、横浜市は市民の農的活動へのニーズを前提として、それをより多くの人に開く（open）ことで分区園の公益性が確保されていると解釈していつことが明らかになっ

¹² 指定管理者への聞き取りに基づく（2018年2月～8月）

¹³ 維持管理水準書に一部公開。指定管理者へのインタビューおよび現地での利用者インタビュー（2018年10月）に基づく

た。行政の公益性に関する解釈は、一般市民に対しても比較的理解を求めやすいものであると考えられ、他の自治体への適用も可能だと思われる。ただし、横浜市の農園付公園はすべて徒歩または自転車での来園が前提となっており、実質、近隣住民しか申し込むことができない。農園付公園およびガーデンパークの所在地を見てみると、例えば、泉区のように3か所の分区園が整備されている地域もあれば、1か所も利用することができない地域も存在する。整備費に市民からの税金が用いられていることを考えると、こうした分布の不均衡に対して、公益性の面からどのように対応していくかが、今後の「公益性」を考える上での課題の1つとなると考えられる。

4. 小括

日本における分区園は1920年代後半以降に、東京と大阪でそれぞれ確認されており、世界大戦による消失の後、1980年代には建設省が主導した事業によって全国的な普及が図られたが、現在も開設数は全国で20～30か所程度とみられている。横浜市の分区園は、1980年代の建設省の事業によって設置された3か所のガーデンパークと横浜みどりアップ計画という同市独自の計画によって設置された9か所の農園付公園に分類され、事業を推進する主体や設立背景がやや異なっていた。一方で、市民に農的活動の場を提供しつつ、健全な都市環境の形成に寄与している点では共通していた。

横浜市における農園付公園およびガーデンパークの整備事業は、市民への農的活動の場の提供の他に、農の空間の保全、空閑地等における景観・防犯面での対策としても公益性を發揮することが示唆された。また、分区園における利用上の規則として、利用期間や同時利用区画数の制限を設けることで、より多くの市民に分区園を開いていると考えられた。さらに、横浜市では、分区園が公益に資する公園施設として位置付けられており、これは農的活動への需要が高いこと、利用期間や同時利用区画数の制限を行い、多くの利用者が平等に利用できる仕組みを用意していることがその根拠となっていると考えられた。

以上を分区園および横浜市における基礎情報として踏まえた上で、空間面の特徴（第3章）、運営面の特徴（第4章）について論じていく。

第3章 空間面にみる分区園の私的利用と公益性の両立

1. 本章の目的

本章では、横浜市における農園付公園およびガーデンパークの空間面の特徴を把握し、「分区園の私的利用と公益性の両立」の観点から、分析・考察を行うことを目的とする。

2. 方法

2.1 対象・方法

本章では、横浜市内の農園付公園 9 か所およびガーデンパーク 3 か所を分析の対象とし（表-4）、まずは各対象公園の空間面の基礎情報を収集するために、文献調査と横浜市担当課（環境創造局みどりアップ推進部みどりアップ推進課）職員 2 名への半構造化インタビュー調査を行なった。文献調査では、まずは公園台帳（都市公園台帳・公園施設台帳）から、各対象公園の沿革、環境・地形・特徴、面積、公園施設の内容を抽出・整理した。次に、各対象公園の空間形態に関する資料として、農園付公園の維持管理基本水準書、ガーデンパークの公園仕様書、各対象公園の園内図等を収集し、空間形態、分区園および公園施設の配置などについて把握した。横浜市担当課職員 2 名への半構造化インタビュー調査は、2017年7月（約90分）と2018年1月（約60分）の計2回実施した。主な質問項目を表-7に示す。

表-7 横浜市担当課職員へのインタビュー内容

質問項目	日程
Q1 分区園を導入する土地の選定理由（従前土地利用や周辺の土地利用などとの関係性）	2017年7月
Q2 市として空間面・景観面で配慮している点	
Q3 一般的な街区公園や近隣公園との空間デザイン上の違いはあるか （分区園とほかの公園用地（施設）との関係をどう考えるか）	
Q4 それぞれの農園付公園およびガーデンパークの敷地は借地か市有地か	2018年1月
Q5 隣接した土地と一体的に整備した事例	
Q6 施工段階における指定管理者の関与	
Q7 分区園が柵に囲まれていたり、分区園部分の扉が施錠されたりしている公園の公共性についてどう考えているのか	
Q8 多くの農園付公園が斜面や樹林地に併設する形で丘の上に位置しているのはなぜか	

続いて、対象公園すべてに対して現地踏査を行い、独自に図面を作成した上で、各対象公園の空間面の特徴を把握した。現地踏査は、2017年8月から10月、2018年10月から11月に実施し、公園の利用状況、分区園および関連施設の利用状況、周辺環境、分区園とその他の空間との境界部分の形態、見通しや視認性など、資料では把握が困難な項目について確認した。その後、それぞれ把握された特徴に対して、「分区園の私的利用と公益性」の観点（2.2参照）から分析・考察を行った。

さらに、各対象公園の空間形態から考えられる公益性への配慮と実際の公園利用者の行動との関係性を把握するために、対象公園のうち6か所において、分区園利用者および公

園利用者の行動調査を行ない、分析・考察に加えた。6か所の公園は、空間形態の分析によって分類された3つのグループから、公園全体が見渡せる程度の小規模な公園であること、公園施設の新旧等の影響を受けないこと等を考慮し、各グループの比較的小規模な公園2か所ずつを抽出した。分区園利用者および公園利用者の行動調査は、各公園の園内で出入口、分区園、広場の3点が見渡せる位置から定点観察を行ない、公園利用者の来園から退園までの間、対象者の属性（性別、年齢、その他特徴）、行動内容、滞在時間について記録した。利用者の行動調査は2018年10月から11月にかけて行い、各公園で平日と休日の計2日、両日とも午前中（7:30～11:00）に行なった（表-8）。

表-8 利用者調査の実施概要

	グループA		グループB		グループC	
	深谷町	菅田町	岡津町	南本三	泉が丘	東寺尾
平日（7:30～11:00）	10/18(木)	10/26(金)	10/25(木)	10/17(水)	10/16(火)	10/4(木)
休祝日（7:30～11:00）	10/8(月・祝)	11/3(土)	11/4(日)	10/7(日)	10/13(土)	10/20(土)

2.2 分析の視点

各対象公園の空間面の特徴を「分区園における私的利用と公益性の両立」の観点から分析・考察するにあたり、公共空間と私的空間を区別するために、ドイツ系ユダヤ人の政治思想家ハンナ・アーレントの定義を援用する。アーレントは、私的（private）を「他者の存在が失われている状態」と定義しており（齋藤，2000），この定義を公共空間に当てはめると、物理的なアクセスの可否はもちろんだが、視線の透過性による相互作用，すなわち自己と他者の間に「見る-見られる」の関係が構築されているか否かという点も、空間の公共性を判断する1つの指標として考えられる。ただし、公共性と公益性は同一ではなく、例えば、空間が無制限に公開されることによって、園地の損傷や風致の破壊を招く恐れがある場合は、公益性が高いとは言えない（森脇，1949）。以上の点を踏まえて、各対象公園の空間面の特徴を把握した上で、「分区園における私的利用と公益性の両立」の観点から分析・考察していく。

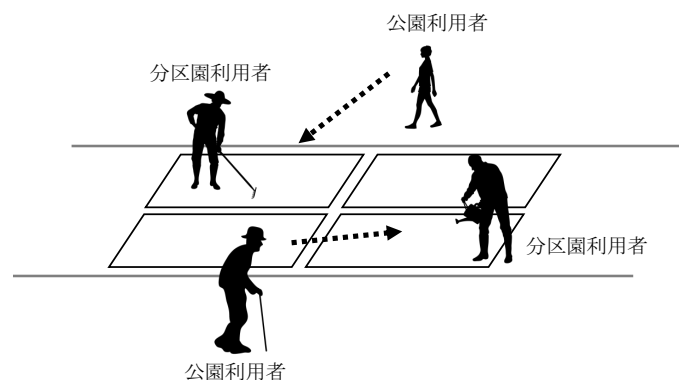


図-5 分区園利用者と公園利用者の「見る-見られる」の関係

3 結果・考察

対象公園の概要を表－9、園内図を図－5～図－13に示した。なお、南本宿公園（図－16）については、園内の空間形態を概観する資料が入手できないこと、空中写真等を用いても園内と外部の境界が判別できないことから、分区園区域（指定管理制度が適用されている範囲）のみを示している。

表－9 対象公園の概要

公園名	空間面の特徴	公園面積 /㎡	耕作面積 /㎡	耕作面積 の割合	個人区画 /㎡(区画数)	団体区画 /㎡(区画数)	協働農園 /㎡(区画数)	半径250m内の 優先用途地域
A 深谷町ふれあい公園	低い柵(約70cm)・園路・半公共空間	4,333	1,555	36%	10(49), 15(34)	50(6)	95(1), 150(1), 10(1)	第1種中高層住居専用地
菅田町赤坂公園	低い柵(約70cm)・園路・半公共空間	3,579	400	11%	10(34), 15(4)	－	－	第1種中高層住居専用地
和泉アカシア公園	低い柵(約70cm)・園路	3,335	720	22%	30(24)	－	－	第1種低層住居専用地域
B 岡津町ふれあい公園	地形を活かした配置・半公共空間	3,373	656	19%	12(38)	25(3)	25(1), 100(1)	市街化調整区域
南本宿第三公園	地形を活かした配置・半公共空間	4,356	200	5%	10(20)	－	(※1)	第1種低層住居専用地域
若草台第二公園	地形を活かした配置	4,202	960	23%	30(32)	－	－	第1種低層住居専用地域
師岡町梅の丘公園	地形を活かした配置・半公共空間	10,250	855	8%	12.5(46)	50(3)	38.3(1), 48.9(1), 42.5(1)	第1種低層住居専用地域
大榎杉の森ふれあい公園	地形を活かした配置	9,663	538	6%	10(23), 15(13)	40(2)	33(1)(※2)	市街化調整区域
今井の丘公園	地形を活かした配置・半公共空間	18,550	950	5%	10(70)	－	250(1)(※3)	第1種低層住居専用地域
南本宿公園	地形を活かした配置	27,842	1,290	5%	50(6), 30(33)	－	－	第1種低層住居専用地域
C 泉が丘公園	高い柵(約2.0m)・施設	2,458	348	14%	12(25), 24(2)	－	－	第1種低層住居専用地域
東寺尾一丁目ふれあい公園	高い柵(約1.4m)・施設・半公共空間	2,583	807	31%	13(54)	－	105(1)	第2種中高層住居専用地

(※1): 花壇が見本園として使用されていた (※2): 協働農園として使用されていなかった (※3): 花壇の一部が協働農園として使用されていた

3.1 空間面の基礎情報

対象公園の概念図を図－5に示す。敷地面積は、最も小さい泉が丘公園（図－14）で2,458㎡、最も大きい南本宿公園（図－19）で27,842㎡となっており、規模の違いはあるものの、対象公園すべてが住区基幹公園であった（表－9）。内訳は、街区公園が9か所、近隣公園が2か所、地区公園が1か所となっており、特に5,000㎡以下の街区公園が多い傾向があった（図－7）。また、公園面積に占める分区園面積（各区画の耕作面積の合計）の割合は36%以下となっており、分区園はあくまで公園の一部に設置されていた。分区園の種類は、個人で契約する区画（以下、個人区画とする）、規定人数以上の団体に契約する区画（以下、団体区画とする）、指定管理者が管理する区画（以下、協働農園とする）の3種類が存在し、対象公園すべてに個人区画が整備されていた。個人区画の面積は、農園付公園では1区画あたり10～15㎡、ガーデンパークでは1区画あたり30～50㎡となっていた。団体区画および協働農園の有無、区画数、区画面積は、対象公園によって様々であるが、ガーデンパークにはいずれも個人区画以外は存在しなかった。団体区画は近隣の保育園、小学校、中学校、自治会などが日常的に利用しており、協働農園は普段は指定管理者が見本園として管理し、季節ごとに栽培収穫体験などを行っていた。また、水道等のインフラを効率的に整備するために、分区園は比較的まとめて配置されていた¹⁴。公園施設として、対象公園すべてに、分区園利用者のための農機具庫が設置されており、水道、ベンチおよび野外卓、

¹⁴横浜市職員へのインタビューによる：2017年7月実施

トイレも整備されているため、長時間の滞在が可能となっていた。唯一、南本宿第三公園（図-12）内にはトイレが設置されていないが、道路を挟んで隣接する南本宿公園（図-19）のトイレが使用可能だった。農園付公園およびガーデンパークにおける分区園利用者は分区園所在区在住者に限定され、徒歩または自転車ででの来園が義務付けられているため、いずれの公園にも駐車場は整備されていなかった。

「分区園の私的利用と公益性の両立」の観点からは、公園面積に占める分区園面積の割合を高くても 1/3 程度に留めることにより、私的空間である分区園と広場などの公共空間の競争を抑制していると考えられた。また、団体区画や協働農園は地域の様々なコミュニティによって利用されており、個人区画に比べて、分区園の「共用 (common)」の性質が強いと考えられ、「半公共空間」として機能していると考えられた。

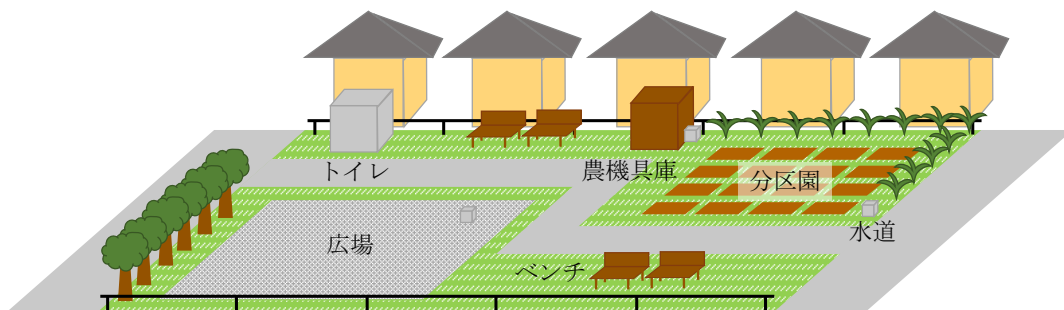


図-6 農園付公園およびガーデンパークの概念図

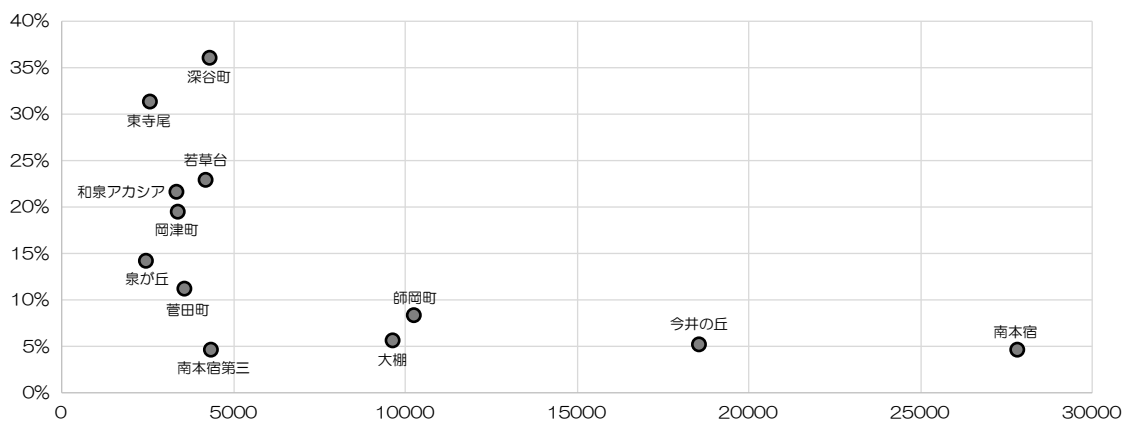


図-7 対象公園の敷地面積と分区園面積の割合

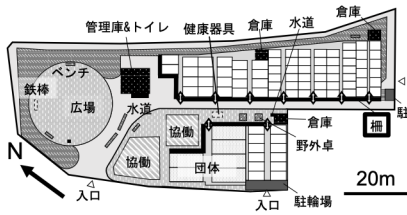


図-8 深谷町ふれあい公園 (A-1)

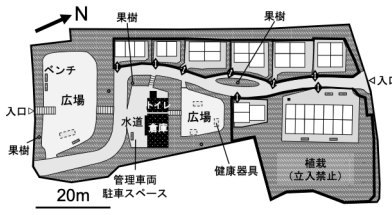


図-9 菅田町赤坂公園 (A-2)

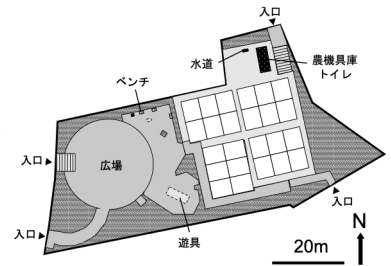


図-10 和泉アカシア公園 (A-3)

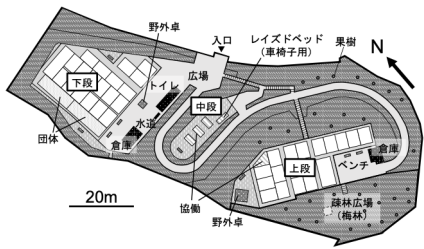


図-11 岡津町ふれあい公園 (B-1)

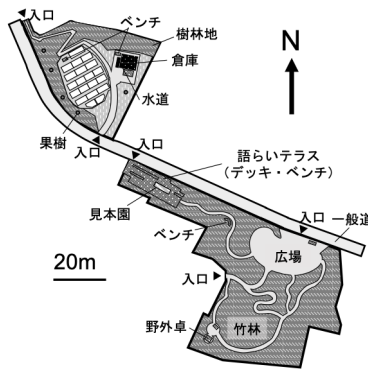


図-12 南本宿第三公園 (B-2)

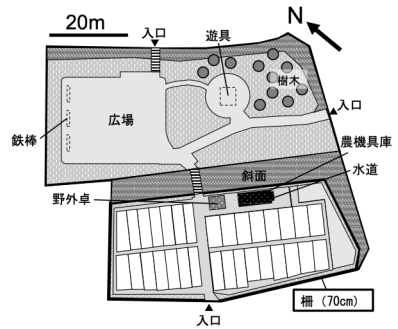


図-13 若草台第二公園 (B-3)

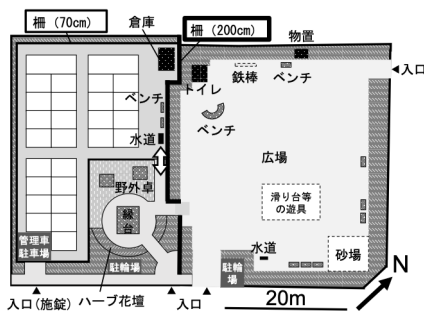


図-14 泉が丘公園 (C-1)

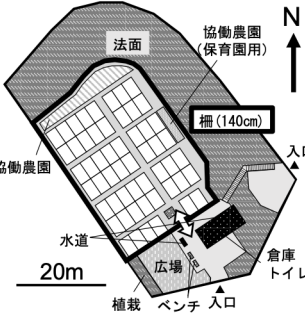


図-15 東寺尾一丁目ふれあい公園 (C-2)

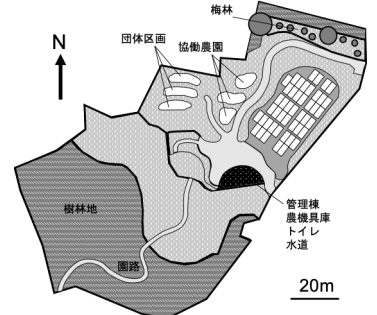


図-16 師岡町梅の丘公園

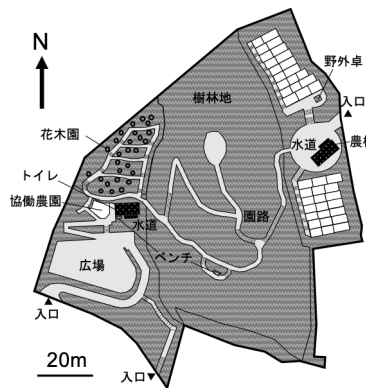


図-17 大柵杉の森ふれあい公園

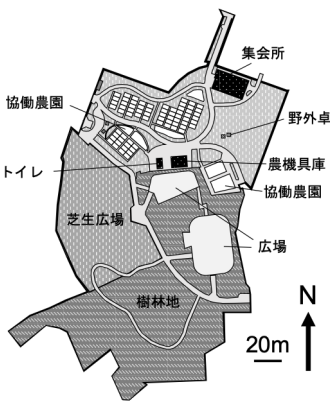


図-18 今井の丘公園

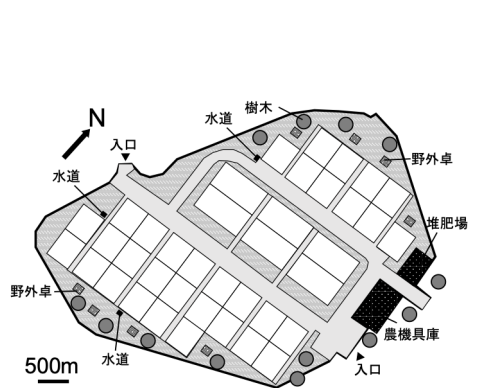


図-19 南本宿公園

3.2 空間形態の類似性に基づく対象公園の分類

各対象公園の空間面の特徴を分析していくにあたり、「分区園の私的利用と公益性の両立」の観点からは、敷地面積が大きい公園はゾーニングによって分区園と公共空間を分離することができるため、私的利用と公益性の競合が起きにくいと考えられる。一方、公園面積が小さく、分区園が公園全体に与える影響が相対的に大きくなる公園では、私的空間と捉えられる分区園と公共空間の競合が起りやすいと考えられる。したがって、「分区園の私的利用と公益性の両立」の観点からは、敷地面積の小さい公園が分析に適していると考えられるため、地区公園である南本宿公園（図－19）、近隣公園である師岡町梅の丘公園（図－16）と今井の丘公園（図－18）、街区公園であるものの近隣公園に準ずる敷地面積を有する大柵杉の森ふれあい公園（図－17）を分析対象から除外し、これ以降、残りの8公園（図－8～図－15）を分析の対象とする。

8か所の対象公園において、空間形態の特徴を概観すると、深谷町ふれあい公園（図－8）および菅田町赤坂公園（図－9）、和泉アカシア公園（図－10）は、比較的平坦な土地に位置し、公園の対角に位置する出入口と、それをつなぐ園路が整備され、周辺住民の通り抜けや散策が想定されていた。また、園路に沿って分区園が配置されており、公園利用者が分区園における農の風景を間近で観察できるようになっていた（これをグループAとし、それぞれA-1、A-2、A-3とする）。また、岡津町ふれあい公園（図－11）、南本宿第三公園（図－12）、若草台第二公園（図－13）は、傾斜面に位置しており、限られた平坦面に分区園が配置され、園路で結ばれている（これをグループBとし、それぞれB-1、B-2、B-3とする）。さらに、泉が丘公園（図－14）と東寺尾一丁目ふれあい公園（図－15）は、分区園全体が柵で完全に囲まれており、出入口が施錠されていた（これをグループCとし、それぞれC-1、C-2とする）。このような空間形態の類似性から、以下では、対象公園の空間的特徴に関して、A、B、Cのグループ毎に分析・考察を行う。

3.3 グループごとの空間面の特徴

i) グループA

グループAの3公園の分区園は、図－8、図－9および図－10に示されるように、いずれも園路によって公園の通りぬけが可能であり（図－20～図－21）、園路に沿って配置された分区園が柵に囲まれ、分区園部分の出入口は施錠またはチェーンがかけられていた。ただし、柵の高さは約70cmと腰より低く設定されていた（図－22、図－23）。また、深谷町ふれあい公園（図－8、A-1）では、個人区画に加え、2区画の協働農園および6区画の団体区画が配置されていた。協働農園では、隣接する横浜薬科大学がハーブ類を中心とした薬草の栽培や展示を行っており、団体区画は近隣の保育園、高齢者施設、小中学校等の団体の利用を想定し、利用者の募集が行われていた。利用者の行動調査において、深谷町ふれあい公園（図－8、A-1）では、平日の午前（7:30～11:00）に46人（1



図-20 (左) 深谷町ふれあい公園の園路 (2017. 筆者撮影)

図-21 (右) 菅田町赤坂公園の園路 (2017. 筆者撮影)



図-22 (左) 深谷町ふれあい公園の柵 (2018. 筆者撮影)

図-23 (右) 菅田町赤坂公園の柵 (2018. 筆者撮影)

表-10 利用者の行動調査の結果

	グループA				グループB				グループC			
	深谷町		菅田町		岡津町		南本三		泉が丘		東寺尾	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
来園者(総数)	112	109	8	17	7	6	8	6	55	68	12	20
分区園利用者数	14	21	2	6	2	2	1	4	5	8	12	16
公園利用者	98	88	6	11	5	4	7	2	50	60	0	4
通り抜け(総数)	46	40	6	6	-	-	7	2	20	22	0	5
トイレ利用(総数)	35	23	0	0	1	1	-	-	3	8	?	0
散歩/犬の散歩	9	9	3	10	4	2	7	2	3	8	0	5
休憩/ベンチ利用	0	1	0	0	1	0	0	0	9	5	0	2
広場利用	0	7	0	3	0	0	0	0	18	5	0	0

時間あたり約 13.1 人)、休日の午前(7:30~11:00)に 40 人(1 時間あたり約 11.5 人)、菅田町赤坂公園(図-9, A-2)では、平日・休日ともに 7 人ずつ(1 時間あたり 2 人)の通り抜けが観察され、公園により園路を利用する人数に差はあるものの、実際に園路を利用した通り抜け行われていることが確認された(表-10)。

グループ A の 3 公園で見られた通り抜けを想定した園路は、周辺住民を公園内に誘引する効果があると考えられ、分区園を園路に沿って配置することで、公園を通り抜ける周辺住民や公園利用者に対して公開性を高め、分区園を地域に開いていると考えられる。また、深谷町ふれあい公園(図-8, A-1)で見られた協働農園や団体区画は、分区園の公開性を高め、公園利用者および周辺住民にも便益をもたらすための空間面での配慮であり、私的利用と公益性の両立に資するものであると考えられる。さらに、空間的にも公共空間である広場と私的空間とも捉えられる分区園のあいだに配置されていることから、半公共空間として、分区園利用者以外にも便益をもたらすと考えられる。また、グループ A の 3 公園は比較的小規模な街区公園であり、公共空間と分区園をゾーニングのみで分離するのは難しいため、低い柵を設置することにより、分区園利用者に一定の領域性を感じさせていると考えられる。一方で、散歩等で園内を通り抜けする公園利用者に対しては、景観面での圧迫感を低減させ、農の景観を享受させる効果をもたらしており、分区園の私的利用と公益性の両立に寄与していると考えられる。

ii) グループ B

グループ B の 3 公園は、斜面が多く、レクリエーション空間としての利用が難しいため、斜面を樹林等の緑地とし、比較的平坦な面に配置した分区園や広場を園路によって結ぶ空間形態を有していた。公園と外部空間を隔てる柵や斜面等の進入禁止区域を示すための柵はあるが、いずれの公園でも分区園へのアクセスを制限する柵の設置は見られなかった。

岡津町ふれあい公園(図-11, B-1)は、斜面の途中に、上・中・下段の 3 段の平坦面が造成されており、さらに上には梅の疎林広場が存在していた。園内の出入口は 1 か所で、出入口からは下段の区画は見えるものの、中段と上段の景観は見えなかった。上段には個人区画に加えて協働農園が、中段には車椅子用のレイズドベッド(図-24)を含む協働農園が、下段には個人区画に加えて団体区画が配置され、機能が分けられていた。南本宿第三公園(図-12, B-2)は、敷地が一般道により南北に分断されており、北は分区園区域、南は樹林地・広場区域となっていた。一般道を谷に斜面が形成されているため、分区園区域は南向き斜面、樹林地・広場区域は北向き斜面に配置されていた。また、北側に位置する分区園区域は、高低差により隣接する一般道から見下ろすことができるようになっていた。若草台第二公園(図-13, B-3)は、高低差のある 2 つの平坦面から構成されており、北東方向の下段に広場が、南西方向の上段に分区園が併設された空間形態を有していた。下段は動的レクリエーションが想定される広場が確保されており、上段は敷地面積の大

半を分区園が占めていたが、出入口は常に開放されており、アクセスの制限は見られなかった。

グループ B の分区園へは、自由にアクセスが可能であり、実際に利用者の行動調査においても、区画周辺を散策しながら農の景観を楽しむ公園利用者の姿が観察されたことから¹⁵、分区園は公園利用者に開かれているといえる。一方、斜面には樹林地を残して散策路を配置し、分区園を平坦面に限定する等、地形を活かした配置の工夫により、分区園を囲む柵等を設置していなくても、分区園利用者にも一定の領域性を感じさせていると考えられる。また、岡津町ふれあい公園（図-11, B-1）における協働農園、団体区画、車椅子用のレイズドベッド、斜面の果樹園、南本宿第三公園（図-12, B-2）における見本園は、グループ A の深谷町ふれあい公園（図-8, A-1, A-1）における協働農園および団体区画と同様に、半公共空間として機能していると考えられる。若草台第二公園（図-13, B-3）では、上段の大部分が分区園として整備されているため、公園と外部空間を隔てる柵が結果として分区園を囲んでいるが、柵の高さは約 70cm と低く設定されており、これはグループ A と同様に私的利用と公益性の両立に寄与する空間面の配慮だと考えられる。



図-24 車椅子での作業を想定したレイズドベッド（岡津町ふれあい公園）

iii) グループ C

グループ C の分区園は、グループ A と同様にいずれも柵に囲まれていた。ただし、分区園を囲む柵は比較的高く、泉が丘公園（図-14, C-1）では、野外卓のある分区園付近の芝生広場との境界部分の柵は約 70cm であるが（図-25）、広場と分区園部分の境界部分の柵は約 2.0m と高く設定されていた（図-26）。東寺尾一丁目ふれあい公園（図-15, C-2）では、分区園全体が柵で囲まれており、最も低い部分で約 1.4m となっていた（図-27）。また、いずれの公園においても分区園部分への出入口は施錠されており、分区園利用者以外の分区園へのアクセスが制限されていた。泉が丘公園（図-14, C-1）

¹⁵ 例えば、岡津町ふれあい公園（図-8, B-1）では、散歩中に立ち寄った周辺住民が上段まで上がり、景色を楽しみながら休憩する様子が確認された（2018年11月）

は、広場と分区園が併設される形態となっており、東寺尾一丁目ふれあい公園（図-15, C-2）は、分区園以外の敷地がほぼ法面であり、地形上の制約から広場等の公共空間が狭くなっていた。同公園には柵内の最奥部に分区園と併設する形で協働農園が設置され、地元の町内会が見本園およびイベントで利用する作物の栽培区画として管理していた（図-28）。



図-25（左） 泉が丘公園における分区園部分の柵（2018.10.筆者撮影）

図-26（右） 泉が丘公園における広場と分区園部分の境界の柵（2018.10.筆者撮影）



図-27（左） 東寺尾一丁目ふれあい公園の柵（2018.10.筆者撮影）

図-28（右） 東寺尾一丁目ふれあい公園の協働農園（2018.10.筆者撮影）

以上より、グループCの分区園は、高い柵や施錠により、他のグループと比較して利用者に閉じており、私的空間としての側面が強いと考えられる。泉が丘公園（図-14, C-1）は他の農園付公園が新設であるのに対して、既存の公園（広場部分）を拡張し、分区園部分を整備・併設したものであるため、広場部分と分区園部分の一体的な整備が困難だったと考えられる。また、同公園は対象公園の中で公園面積が最少で、ゾーニングによる機能の分離が難しいこと、ボール利用などの動的レクリエーションが想定されている広場と併設

されていることから、物理的な隔離が必要になったと考えられる。以上のように、公園の一体的な整備が困難である場合や、動的レクリエーションが想定される広場と併設されている場合は、分区園を利用者に閉じたものにせざるを得ない可能性が考えられた。一方、東寺尾一丁目ふれあい公園（図-15, C-2）は、敷地の大部分が法面であるなどの地形上の制約があることや、公園に隣接する樹林地に散策路が設けられていることから、分区園利用者以外の公園利用者による日常的な動的レクリエーションや散策利用等が想定されにくい。そのため、分区園利用に特化した空間形態となったと考えられる。実際に、東寺尾一丁目ふれあい公園（図-15, C-2）における利用者の行動調査では、分区園利用者以外の公園利用者は、トイレの利用者を除くと、散歩中の休憩を目的にベンチを利用した周辺住民1名以外は確認されず、分区園利用者以外の公園利用者による日常的な公園の利用はほとんど行われていないことが確認された（表-10）。また、町内会が管理する協働農園が柵の中の最奥部にあるなど、公園利用者が日常的に利用し、便益を享受できる空間であるとは言い難い（図-28）。

4 小括

対象公園を空間面の特徴の類似性に基づき、3つのグループに分類して考察を行ったところ、グループAおよびグループBでは低い柵の設置、地形を用いた配置の工夫、半公共空間の効果的な配置が、分区園における私的利用と公益性の両立につながる要因であると考えられた。一方、グループCは分区園が他の空間に対して閉じており、広場と分区園部分の利用が切り離されている事例や、分区園利用者以外の公園利用者による日常的な公園の利用が見られない事例が確認され、分区園の私的利用と公益性の両立という観点からは課題が残る。

以上の議論を受け、第4章では、指定管理者の運営面における実態の調査から、分区園が公園利用者や周辺住民にも便益をもたらし、公益性を発揮しているかを議論する。

第4章 運営面にみる分区園の私的利用と公益性の両立

1. 本章の目的

本章では、横浜市における農園付公園およびガーデンパークの運営面の特徴を把握し、「分区園の私的利用と公益性の両立」の観点から、分析・考察を行うことを目的とする。

2. 方法

2.1 対象・方法

本章では、指定管理者を対象とした半構造化インタビュー調査による聞き取りを前提とするため、インタビュー調査への協力が得られた指定管理者6団体（団体A、団体B、団体C、団体E、団体F、団体G）が管理する農園付公園8か所、ガーデンパーク2か所を分析の対象とした。対象地および指定管理者の概要は表-11の通りである。

表-11 指定管理者インタビューの概要

団体	実施日（所要時間）	管理している公園	従業員数	備考
団体A	2018年2月（約90分）	3公園（深谷町、大棚、泉が丘）	約10名	地域密着型造園業社
団体B	2018年8月（約120分）	1公園（菅田町）	約10名	地域密着型造園業社
団体C	2018年2月（約90分）	3公園（岡津町、南本三、師岡町）	約200名	老舗造園業社／造園・種苗系で幅広い事業領域
団体E	2018年7月（約70分）	1公園（東寺尾）	約3,000名	大手グループ会社／造園計部署を保有
団体F	2018年7月（約100分）	1公園（若草台）	約200名	大手グループ会社／造園業社
団体G	2018年6月（約90分）	1公園（南本宿）	約20名	造園業者3社とビルメンテナンス企業1社で構成

深谷町：深谷町ふれあい公園、大棚：大棚杉の森ふれあい公園、泉が丘：泉が丘公園、菅田町：菅田町赤坂公園、岡津町：岡津町ふれあい公園、南本三：南本宿第三公園、師岡町：師岡町梅の丘公園、東寺尾：東寺尾一丁目ふれあい公園、若草台：若草台第二公園、南本宿：南本宿公園

まず、農園付公園の運営および指定管理者制度に関わる基礎事項を把握するために、文献調査を行なった。文献調査では、指定管理者の選定に関わる資料（横浜市指定管理者制度運用ガイドライン【第11版】、指定管理者公募要項、第三者評価報告書、事業評価報告書）、各対象公園の公園仕様書、維持管理基本水準書を収集し、指定管理者制度および指定管理者に関する基本事項、各公園の運営上の特徴、各対象公園における基本管理業務の範囲と内容について調査した。

次に、指定管理者の基本情報や事業の方針ならびに指定管理者としての業務内容およびサービス内容を把握するために、指定管理者の中で協力の得られた6団体（団体A、団体B、団体C、団体E、団体F、団体G）を対象に半構造化インタビュー調査による聞き取りを行った。インタビュー調査は2018年2月から8月にかけて行い、いずれも指定管理者の事業所または各民間事業者が指定管理する公園の管理棟にて、担当者1～3名を対象に行った。所要時間は各回60～120分程度である。主な質問項目を表-12に示した。

表-12 指定管理者へのインタビューにおける質問項目

カテゴリ	質問項目
Q1	指定管理者に 指定管理者に応募した理由や動機
Q2	関する質問 指定管理者の選定にあたり意識することや心がけること
Q3	今後も農園付公園の公募があれば応募したいか（理由も含めて）
Q4	運営業務の内 日常の業務内容
Q5	容や課題に関 運営に関係するスタッフの人数・雇用形態・業務の頻度・常駐か非常駐か
Q6	する質問 公園の利用状況および利用者の傾向
Q7	栽培指導の実施状況（栽培講習会および日常的なアドバイス）
Q8	イベントの実施状況と内容
Q9	公園利用者および分区園利用者との日常的な交流の有無や頻度
Q10	公園および分区園の広報活動の有無・範囲・内容
Q11	横浜市との連絡頻度や連絡の内容
Q12	満足度調査の実施状況（分区園利用者、公園利用者）
Q13	周辺住民、公園利用者、分区園利用者からの苦情やトラブル
Q14	横浜市からの評価の頻度および内容
Q15	指定管理業務の収益構造
Q16	運営上の課題
Q17	他の農園付公園やガーデンパークとの差別化のポイントや独自のサービス
Q18	空間に関する 公園の設計や施工に対する関与の有無および内容
Q19	質問 公園の設計・デザインに関する意見や不満
Q20	公園内の空間形態を変更した例や設備を追加した例の有無および内容

2.2 分析の視点

各対象公園の運営面の特徴を「分区園における私的利用と公益性の両立」の観点から分析・考察するにあたり、ここで分析の視点を明確にする。分区園を設置した都市公園の運営による便益を享受する主体は、主に分区園利用者、（分区園利用者以外の）公園利用者、周辺住民の3つが考えられ、これらの便益は日常的な公園管理を行う指定管理者が提供するサービスによってもたらされると考えられる。分区園の整備には税金が使用されるため、この便益が分区園利用者だけに享受されている場合、運営面の公益性が高いとは言い難く、また、公園利用者や周辺住民にまで便益が享受されている場合、運営面の公益性は、比較的高いと考えられる。以上の点を踏まえて、各対象公園の運営面の特徴を把握した上で、「分区園における私的利用と公益性の両立」の観点から分析・考察していく。

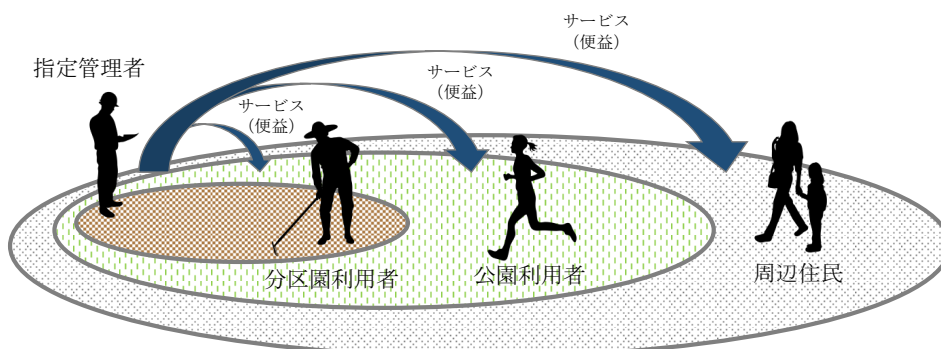


図-29 運営面における分析の視点の概念図

3. 結果・考察

指定管理者 6 社を対象とした半構造化インタビュー調査により得られた聞き取りの結果を指定管理者の基礎情報、業務内容、サービス内容などから、対象公園における運営面の特徴を整理し、「分区園の私的利用と公益性の両立」の観点から分析・考察を行なっていく。

3.1 対象公園における運営面の基礎情報

3.1.1 指定管理者

今回対象とした 6 団体はいずれも民間の造園業者であり、横浜市内に本社もしくは事業所を構えていた。従業員数は各団体で大きく異なり、約 10 名程度の小規模な団体から、約 3,000 名の大規模な企業まで様々であった。団体 A と団体 B は横浜市に本社を置く地元企業であり、従業員数 10 名程度と小規模ながら、個人宅の庭の手入れを請け負うなど、地域密着型の事業を展開していた。団体 C は創業 100 年以上の老舗企業であり、造園事業とは別に種苗や園芸といった多様な事業を展開していた。団体 E は大手企業のグループ会社であり、従業員数が 3,000 名程度と、今回対象とした企業の中では最大だった。ただし、造園に関連する業務を行なうのは一部の部署のみだった。団体 F も大手企業のグループ会社であり、人数は約 200 名だった。団体 E は企業として緑に関連する事業を展開している。団体 G は、横浜市内の 3 つの造園業者と 1 つのビルメンテナンスの企業が共同で運営を行っており、それぞれの企業の強みを活かした事業展開が特徴だった。

指定管理者への聞き取りにおいて、「指定管理者に関する質問 (Q1~Q3)」への回答からは、Q1 において団体 B、団体 E、団体 G が「事業による利益の地域への還元」を指定管理への応募の動機としてあげており、応募の時点で、地域への貢献すなわち「公益」をもたらす運営を想定していることが確認された。Q2 において、いずれの企業でも「企業としての独自性」を運営に取り入れており、独自性が運営面の特徴に反映されているものと判断できた。Q3 において、団体 G を除き、農園付公園およびガーデンパークの指定管理に対しては概ねやりがいや意義を感じていると言えるが、本事業における収益性の低さに対して、複数の企業が経営の観点から危機感を感じており、収益面が指定管理の応募を妨げる最も大きな要因となっていると考えられた。

以上より、指定管理者は、独自性を活かした運営により、地域に公益をもたらそうと考えているが、実際には収益面に危機感を覚えており、これが運営面での独自性の発揮を抑制している可能性が示唆された。

3.1.2 指定管理者の基本的な業務

「指定管理業務に関する質問 (Q4~Q17)」と各対象公園の維持管理基本水準書、公園仕様書から、指定管理者の基本業務を抽出したところ、事務作業と現場作業に大別された。事務作業は、分区園利用者の募集や抽選、収支の管理、月報・四半期報・年度報告書の作成と

提出などが挙げられた（第2章：図-4参照）。現場作業は、各農園付公園の維持管理基本水準書またはガーデンパークの公園仕様書で定められており、定期巡視（週2回）、日常清掃、草刈り（年3回程度）、剪定（年1回）、施設の点検・修理などがあげられた。ただし、泉が丘公園およびガーデンパークは、分区園区域のみの指定管理であるためそれぞれの項目における実施頻度が異なっていた（例えば、泉が丘公園およびガーデンパークの定期巡視の回数は、指定管理者が公園全体を管理している場合に比べて少ない）。

ただし、これらの業務は、分区園の設置にかかわらず、一般的な都市公園で行われており、区画の応募等に関する業務以外に、「分区園の運営」における特徴は見られなかった。したがって、これらはいくまで都市公園としての機能を保つために必要な業務、すなわち都市公園の公益性に寄与するものではあるが、分区園の公益性に寄与するものではないと考えられる。基本業務以外に指定管理者が提供している独自のサービスに運営面の特徴があると予想されるため、文献調査と指定管理者への聞き取りの結果から、指定管理者が提供するサービスを抽出し、表-13に示した。

3.2 指定管理者が提供するサービス

議論を進めるにあたり、表-13のサービスを、「公園管理におけるサービス」と「分区園管理におけるサービス」に大別し、さらに分区園管理におけるサービスを分析の視点(2.2)に基づき、(i) 分区園利用者向けのサービス、(ii) 分区園利用者向けだが他の公園利用者にも便益をもたらすサービス、(iii) 周辺住民向けのサービスに分類した（表-3）。公園管理におけるサービスと、分区園管理におけるサービスのうち(i)、(ii)については、指定管理者が行うべき基本事項と自主的に実施する追加業務の両者が見られ、(iii)は追加業務として主にイベント・催し物の実施と特定の主体による利用を想定した区画の設置が行われていた。いずれの公園でも追加業務が行われており、民間事業者の運営面での創意工夫が確認された。また、分区園管理におけるサービスについて、(i)は、「分区園利用者に対する私益を提供するサービス」、(ii)は、「結果として公益性に寄与しているサービス」、(iii)は、「公益性の向上を目的の1つとしたサービス」と言い換えることができる。「私的利用と公益性の両立」について分析・考察するにあたり、運営面での公益性、すなわち分区園利用者と周辺住民の「分区園の共用」に関わるのは、分区園利用者以外に便益をもたらす(ii)および(iii)と考えられるため、ここでは特に(ii)と(iii)に着目し、指定管理者によるサービスと公益性との関係について、3つのグループ毎に分析・考察を行う。

ただし、ガーデンパークと農園付公園は異なる事業によって設置されたため、基本管理水準が異なっており、一概にサービス内容を比較することは難しい（表-13）。そのため、今回の分析対象からはガーデンパークを除き、農園付公園8か所を対象とする。なお、空間面の分析で対象外とした師岡町梅の丘公園（図-16）と大棚杉の森ふれあい公園（図-17）は、以降、便宜的にグループDとして扱う。

3.3 グループごとの運営面の特徴の分析・考察

i) グループ A・グループ B・グループ D

空間面で分区園の私的利用と公益性の両立への配慮がみられたグループ A, B およびゾーニングによる私的空間と公共空間の分離が見られたグループ D の公園では、公園管理におけるサービスと、分区園管理におけるサービスの (i) および (ii) において、設置された意見箱の対象による違いと、近隣住民との共同清掃活動の実施状況を除いて、「分区園の私的利用と公益性の両立」の観点からはグループ間の違いは見られなかった。(iii) では、各公園でばらつきが見られるものの、グループ B でサービスが多様な傾向があり、特に岡津町ふれあい公園 (図-11, B-1) で最も多様なサービスが提供されていた。

この要因としては、「指定管理者の違い」と「多様な地域コミュニティとの連携」が考えられる。まず、指定管理者の違いに関して、例えば、グループ A, B, D において、団体 C は岡津町ふれあい公園 (図-11, B-1)、南本宿第三公園 (図-12, B-2)、師岡町梅の丘公園 (図-13, B-3) を、団体 A は深谷町ふれあい公園 (図-8, A-1)、大棚杉の森ふれあい公園 (図-17, B-4) を指定管理しているが、団体 C が様々なイベントを開催しているのに対して、団体 A は栽培・収穫体験や一部での野菜の無料配布のみにとどまっていた。指定管理者への半構造化インタビュー調査からは、いずれの企業も、横浜市からの指定管理料と分区園利用料 (一律 400 円/1 m²/1 年) という固定財源の中で、追加業務を実施することで、利益の減少ならびに赤字の増幅が起こっていることが把握されており (特に Q15, Q16)、これは大企業と比べて指定管理業務に投資できる費用の総額が低い中小企業において、公園の運営に大きく影響すると考えられる。中小企業における人材や時間の短期的な増加は現実的には考えにくいことから、指定管理料の増額や分区園利用料の自由設定などの金銭面での負担の軽減を行うのが有効だと考えられる。

また、指定管理者が同じ公園の中でも、岡津町ふれあい公園 (図-11 B-1) ではより (iii) のサービス内容が多様であった。これは高齢者施設や福祉施設をはじめとした多様な地域コミュニティとの連携によるものであり、徒歩または自転車で来園可能な範囲に多様な地域コミュニティが存在すること (周辺環境)、指定管理者が公園および分区園の地域への公開性を重視していること (指定管理者の意向)、イベントの実施が容易な協働農園等の空間が存在すること (半公共空間の存在) などが影響していると考えられる。例えば、同公園では近隣の福祉施設との連携によるイベントが多数開催されており、具体的には、「協働農園での植え付け作業」や「かかし作りイベント」などが行われていた。また、公園には高齢者施設が隣接しているため、車椅子でも作業が可能なレイズドベッドが協働農園に設置されていた。多主体との協働は公園および公共施設のストック効果を高め、公共空間の価値を向上させることが報告されていることから (湯浅・池邊, 2018)、同公園における地域コミュニティとの連携は分区園の公益性に寄与していると考えられる。

さらに、該当する 6 公園では「栽培収穫体験」が実施されていた。これは、主に指定管理

者が見本園として管理する協働農園に周辺住民を誘致し、季節ごとに植え付けや収穫等の体験を行うイベントであり、周辺住民への公園や事業の広報的な役割を担うと同時に¹⁶、分区園の公益性の向上に寄与すると考えられる。三宅ら（2001）は、市民農園に併設した体験区画では、来園者層の割合として子供連れの家族など、一般的な区画の利用者以外の利用が増加することを報告しており、農園付公園における「栽培収穫体験」も利用者層の拡大に寄与していると考えられる。また、菅田町赤坂公園には協働農園は存在しないが、当公園のシンボルにもなっている果樹（柿）を使用した収穫体験が実施されていた。大棚杉の森ふれあい公園では協働農園は使用されていないが、竹林においてたけのこの収穫体験が実施されていた。これらは分区園とは直接関係がなく、分区園の公益性を高めるサービスとはいえないが、公園そのものを地域に開くことで、間接的に分区園の公益性の向上に寄与していると考えられる。

ii) グループ C

グループ C の 2 公園では、両者それぞれに異なる特徴がみられた。まず、泉が丘公園（図-14, C-1）では、公園管理におけるサービスや、分区園管理におけるサービスのうち（i）や（ii）は比較的充実しているものの、（iii）に該当する業務は行われていなかった。分区園利用者にサービスが集中している要因として、泉が丘公園（図-14, C-1）では半公共空間が活用されていないこと、分区園区域と広場の管轄が異なることが考えられる。例えば、本章で対象とした 8 か所の農園付公園では、泉が丘公園以外のすべての公園で「栽培収穫体験」が実施されていた。栽培収穫体験では、協働農園や見本園で野菜や花卉の栽培や収穫を行う事例、果樹を用いて果実の収穫体験を行う事例、竹林でたけのこの収穫を行う事例が見られた。泉が丘公園（図-14, C-1）の園内図にはハーブ花壇が存在するが、現在はハーブの栽培自体が行われておらず、半公共空間として活用されていない。また、複数の公園では広場を利用した自主的なイベントの企画が見られたが、同公園の分区園は、既存の公園（広場部分）を拡張して設置されたものであるため、広場部分の管理は現在も横浜市と公園愛護会によって継続されており、指定管理の範囲は拡張整備が行われた分区園部分のみとなっている。したがって、広場部分と分区園部分の空間的な分離に加え、運営面でも、広場部分と分区園部分の管轄主体の不一致が一体的な運営を妨げており、公園全体を使ったイベント等が実施しづらいと考えられた。

一方、東寺尾一丁目ふれあい公園（図-15, C-2）では、（i）分区園利用者へのサービスは最低限に留められているが、（iii）周辺住民向けのサービスとして、「自治会や周辺施設とのイベントの共催」を行っていた。具体的には、地元の町内会やケアプラザと連携した 100 人規模の芋煮会の開催、保育園と連携した園児向けの農作業体験区画の設置等を行って

¹⁶ 指定管理者への半構造化インタビューに基づく

いた。同公園は、空間の特徴から公園利用者に開かれているとは言い難く、周辺住民の日常利用は促されにくいと考えられたが、外部団体と積極的に連携し、非日常的なイベントを共同開催したり、教育目的の区画を設置したりすることで公益性を補完していると考えられる。

4. 小括

農園付公園 8 か所の運営において、いずれの公園でも、基本管理事項以外に、指定管理者による自主的なサービスが実施されていた。指定管理者のサービスは、公園管理におけるサービスと分区園管理におけるサービスに大別でき、さらに分区園管理におけるサービスは、(i) 分区園利用者向け、(ii) 分区園利用者向けだが公園利用者ならびに周辺住民にも便益のあるサービス、(iii) 周辺住民向けのサービスに分類された。分区園の公益性に関与するのは(ii) および(iii) だと考えられ、これらの多くは自主事業として行われていた。また、指定管理者が提供するサービス内容は公園によって異なっており、「指定管理者の違い」や「多様な地域コミュニティとの連携」が影響していると考えられた。さらに、空間面で分区園が日常的に閉じている場合であっても、地域コミュニティと積極的に連携し、非日常的な共同イベントを開催することで公益性を補完しようとする事例が見られた。

第5章 まとめ

5.1 本論の総括

本研究の結論は以下にまとめられる。

- 横浜市における農園付公園およびガーデンパークの整備事業は、市民への農的活動の場の提供の他に、農の空間の保全、空闲地等における景観面・防犯面での対策としても公益性を発揮する可能性があった。また、分区園における利用上の規則として、利用期間の制限や利用可能区画数の制限を設けることで、より多くの市民に分区園を開いていると考えられた（第2章）
- 分区園の空間面での特徴として、低い柵の設置、地形を用いた配置の工夫、半公共空間の効果的な配置が、分区園の私的利用と公益性の両立につながると考えられた一方、分区園全体を柵で囲い、施錠してアクセスを制限するなど、公園利用者の立ち入りが想定されていない例も見られた（第3章）
- 分区園の運営について、指定管理者は指定管理に関わる基本業務に加え、分区園利用者に対するサービスを充実させ、周辺住民にも便益をもたらすために、追加業務を行っていた。また、分区園が公園利用者に対して日常的に閉じている場合であっても、外部団体と積極的に連携し非日常的な共同イベントを開催することで、公益性を担保しようとする例がみられた（第4章）

分区園はあくまで都市公園の一施設であるため、分区園利用者以外の公園利用者や周辺住民への配慮が不可欠である。一方、分区園には利用者が区画を占有して耕す側面があるため、「私的利用と公益性が両立」するための仕組みが必要である。本研究では、横浜市の事例分析から、空間および運営の両面からそのための工夫が確認できたため、分区園の導入における構想・計画段階における参考資料として、有益な知見が得られたと考える。

5.2 今後の課題

官民連携による公園の維持管理においては、「収益性と公益性」の両立が極めて重要である。本研究の事例では、横浜市からの指定管理料と分区園利用料（一律 400 円/1 m²/1 年）という固定財源の中で、イベント等の追加事業を行った結果、民間事業者の収益性が損なわれる事案が発生していた¹⁷。指定管理者に民間事業者が選ばれる可能性がある以上、経済的にも持続的な形で分区園を普及させるためには、こうした課題についても検討すべきである。ただし、横浜市も収益性の観点については検討を重ねている段階と考えられ、2019 年 4 月に開園する保土ヶ谷区の街区公園「仏向原ふれあい公園」の指定管理者の募集以降¹⁸、

¹⁷ 団体 A, B, C, E への聞き取りによる

¹⁸ 仏向原ふれあい公園の他にも、2018 年に農園付公園およびパーク菜園の指定管理者の公募と選定が行われ、2019 年度以降の指定管理者が決定

上限（1,500 円/1 m²/1 年）はあるものの、指定管理者による料金設定の一部自由化が明記されており、指定管理者の収益の向上も見込まれる。本研究では指定管理者の提供するサービスに着目して「分区園の私的利用と公益性の両立」の観点から分析・考察したが、資金がサービスの程度や多様化におけるボトルネックとなっているのであれば、上記の取り組みによって新しいサービス（例えば、栽培代行サービスや景観の維持に寄与するサービスなど）の新たなサービスが誕生する可能性もある。本事例以降に整備される農園付公園は分区園の利用料金の一部自由設定が基本となる可能性があり、収益性の観点からも今後注目していく必要がある。

本研究の成果を公園の設計やマネジメントに対して具体的に反映するためには、分区園利用者、公園利用者、周辺住民へのアンケート調査等を行い、本研究で把握された空間および運営上の特徴をどのように捉え、各主体の活動にどのように影響しているかについて、実証的に解明する必要がある。今後の研究課題としたい。

した。この公募でも、分区園の利用料は仏向原ふれあい公園と同様となっていた。なお、本募集は組み合わせ公募となっており、a) 南本宿公園分区園、南本宿第三公園、師岡町梅の丘公園の3か所、b) 若草台第二公園分区園、大柵杉の森ふれあい公園の2か所、c) 和泉アカシア公園分区園、深谷町ふれあい公園、泉が丘公園分区園の3か所が対象となっていた。選定の結果、a)は団体Cが、b)とc)は団体Aが次期指定管理者に決定した。

参考文献

- Armstrong, D (2000) : A survey of community gardens in upstate New York: Implications for health promotion and community development : *Health & place*, 6(4), 319-327.
- Breuste, J. (2010). Allotment gardens as part of urban green infrastructure: actual trends and perspectives in Central Europe. *Urban biodiversity and design*, 463-475.
- Drescher, A. W. (2001). The German allotment gardens-a model for poverty alleviation and food security in Southern African Cities. In Proceedings of the sub-regional expert meeting on urban horticulture, Stellenbosch, South Africa. 159-167.
- Holmer, R. J., Clavejo, M. T., Dongus, S., & Drescher, A. (2003). Allotment gardens for Philippine cities. *Urban Agriculture Magazine*, 11, 29-31.
- Jonathans Langemeter, Monika Joanna latkowska and Eric Nicolas Gomez-Baggethun. (2016). Ecosystem services from urban gardens. : *Urban Allotment Gardens in Europe*, 115-141
- Matthias Drilling, Renata Giedych and Lidia Poniży. (2016). The idea of allotment gardens and the role of spatial and urban planning : *Urban Allotment Gardens in Europe*, 35-61
- Nazila Keshavars and Simon Bell. (2016). A History of Urban Allotment Gardens in Europe : *Urban Allotment Gardens in Europe*, 8-32
- Ozer, E. J. (2007). The effects of school gardens on students and schools: Conceptualization and considerations for maximizing healthy development : *Health Education & Behavior*, 34(6), 846-863.
- Speak, A. F., Mizgajski, A., & Borysiak, J. (2015). Allotment gardens and parks: provision of ecosystem services with an emphasis on biodiversity. *Urban Forestry & Urban Greening*, 14(4), 772-781.
- Susan Noori and Mary Benson. (2016). Urban allotment garden: a case for place-making : *Urban Allotment Gardens in Europe*, 291-319
- 秋田典子・高村学人・宗野隆俊 (2015) : コミュニティの主体性が発揮される公共空間の生成プロセスの解明. *住総研研究論文集*, 41, 205-216.
- 東正則 (1987) : 都市公園の中の市民農園－名古屋市大当郎緑地 : 市民農園－クラインガルテンの提唱, 53-59
- 雨宮護・寺田徹・渡辺貴史・西辻一真・横張真 (2017) : 「新たな農」が惹きつける年住民の特性－民間企業が提供する体験農園サービスの利用者アンケート調査報告－ : *都市計画報告集* 16, 36-41
- 雨宮護 (2015) : 空閑地を活用した住環境の価値向上のための制度とプログラム－「カシニワ」と「ちょい農」－ (特集 今後の土地問題を考える) : *土地総合研究* 23(2), 37-40

- 有田博之（1972）：分区園の形成：農村計画 2, 39-59
- 伊藤秀昌（1991）：市民農園整備に対する今後の取り組み：公園緑地 51(6), 11-14
- 井原緑（2013）：「大阪国際花と緑の博覧会」を中心とした国際園芸博覧会に伴う土地利用変化とその背景：ランドスケープ研究 76(5), 655-660
- 岩瀬貴也・小泉秀樹・後藤智香子(2016)：公民連携によるコミュニティガーデンを用いた街区公園の利活用に関する研究：都市計画論文集, 51(3), 277-284.
- 江成卓史（2013）：横浜市の都市農業と農地利用の動向－市街化区域及び調整区域における法制度と現場の課題：都市農業と土地制度－社会の転換期における意義と位置づけ, 45-62
- 大阪市史編纂所（1989）：大阪の歴史 27
- 大場里恵・小場瀬令二（2001）：英国の市民農園の歴史に関する研究：ランドスケープ研究 64(5), 855-860
- 大村謙二郎（2008）：都市型農園の現状と課題：ドイツの事例との対比：都市計画 274, 39-44
- 勝浦康之（1965）：兵庫県立西武庫公園分区園の開設とその利用状況調査に関する報告：造園雑誌 29(4), 6-16
- 九鬼康彰・高橋強（1999）：耕作放棄地の活用方法に関する一考察：農村計画論文集 18, 247-252
- 工藤豊（2009）：わが国における市民農園の史的展開とその公共性：日本建築学会計画系論文集 74(643), 2043-2047
- 建設省都市局公園緑地課（1991）：分区園を有する都市公園：公園緑地 51(6), 50-51
- 建設省都市局都市緑地対策室（1982）：分区園緑地（タウンズファーム）事業について：公園緑地 43(5), 48-50
- 呉垠錫・池邊このみ・木下剛（2015）：斜面緑地保全型公園における公園資産を活かした再整備手法と利用満足度との関係：ランドスケープ研究, 78(5), 567-572
- 呉垠錫・木下剛・池邊このみ（2014）：公園再整備における公園資産の活用と利用満足度との関係に関する研究：ランドスケープ研究, 77(5), 443-448
- 呉垠錫・木下剛・池邊このみ・廉晟振（2012）：小規模公園の再整備による空間と利用の変化に関する研究：ランドスケープ研究, 75(5), 471-476
- 小林裕昇（2014）：木製遊具の耐久性向上のための技術開発：木材保存 40(3), 105-114
- 小林里菜子・坂井文（2008）：札幌市における都市公園再整備の変遷に関する研究：都市計画論文集, 43, 583-588
- 河野誠・藤田直子（2014）：「まちなか菜園」を事例とした都市型農園の現状と利用者ニーズの特性に関する研究：ランドスケープ研究, 77(5), 433-436
- 国土交通省（2017a）：市民農園をめぐる状況：<http://www.maff.go.jp/j/nousin/nougyou/s>

- imin_noen/zyokyo.html : 2019/01/17 閲覧
- 国土交通省 (2017b) : 都市公園等整備の現況等 : http://www.mlit.go.jp/crd/park/joho/database/t_kouen/pdf/01_h28.pdf : 2019/01/18 閲覧
- 齋藤純一 (2000) : 公共性 : 岩波書店, ppviii-xi
- 椎原兵一 (1934) : 市民農園の経営に就いて : 庭園と風景 16(1), 17-19
- 椎原兵一 (1935) : 市民農園と学校植物園 : 都市問題 19(1), 73-82
- 椎野亜紀夫 (2016) : 児童利用の多寡から見た都市公園再整備の優先付けに関する考察 : 都市計画論文集, 51(3), 560-565.
- 塩澤誠一郎 (2017) : 生産緑地法改正と 2022 年問題 - 2022 年問題から始まる都市農業振興とまちづくり : ニッセイ基礎研レポート, 2017-05-31
- 新保奈穂美 (2015a) : 我が国の都市型農園と農的活動の変遷に関する研究 : 博士論文 (東京大学大学院新領域創成科学研究科)
- 新保奈穂美・斎藤馨 (2015b) : 計画者と利用者からみた「都市の農」の変遷に関する考察 : ランドスケープ研究 78(5), 629-634
- 総務省 (2010) : 指定管理者制度の運用について : http://www.soumu.go.jp/main_content/000096783.pdf : 2019.02.23 閲覧
- 高橋富美 (2017) : 多面的利用を通じた都市農地の保全と活用に関する研究 : 博士論文 (大阪府立大学)
- 高野健人・秋田典子 (2016) : コミュニティ型市民農園による市街化調整区域の土地利用管理に関する研究 : ランドスケープ研究, 79(5), 631-634
- 武田重昭・玉井一生・加我宏之・下村泰彦・増田昇 (2015) : コミュニティガーデン活動によるニュータウンのコミュニティ再生や地域管理の可能性 : ランドスケープ研究 78(5), 749-754
- 田中稲子・三輪律江・松橋圭子・谷口新 (2009) : 横浜市における駅前保育施設の園外活動の場としての街区公園利用とその評価に関する研究 : 都市計画論文集, 44, 373-378.
- 寺田徹 (2018) : 5 章 都市緑地 - 都市と自然を接続する : 都市計画学 - 変化に対応するプランニング, 106-129
- 富田祐次・藤吉信之 (1988) : 都市公園における分区園整備の現状と課題 : 公園緑地 49(5), 12-17
- 長野浩子 (2016) : 非農家市民による都市農地における活動とまちづくりに関する研究 - 日野市 S 農園の活動の事例より - : 日本建築学会計画系論文集 81(725), 1531-1539
- 棚野良明 (2017) : 公園緑地に関する官民連携制度 : ランドスケープ研究 81(2), 97-102
- 並木亮・横張真・星勉・渡辺貴史・雨宮護 (2006) : 市街化区域内農地における都市住民による農作物栽培の実態解明 : 農村計画学会誌, 25, 269-274.
- 日本公園百年史刊行会 (1988) : 日本公園百年史 - 総論・各論 - : 225-247

- 農林水産省 (2018) : 第 6 節 都市農業の振興 : 平成 29 年度 食料・農業・農村白書, 216-220
- 浜田麻里奈・飯田晶子・横張真 (2016) : 高齢者の健康維持に対する農の活動の影響－個人活動と集団活動の違いに着目して : 都市計画論文集 51(3), 1024-1029
- 半澤早苗・杉浦芳夫・原山道子 (2010) : 東京都練馬区におけるブルーベリー観光農園の立地とその現状 : 観光科学研究 3, 155-168
- 平田理 (1938) : 羽澤分區種芸園に就て : 公園緑地 2(2), 22-25
- 古澤達也 (2013) : 都市計画制度における市街化区域内農地の取り扱いの現状と課題について : 都市農業と土地制度－社会の転換期における意義と位置づけ, 12-26
- 古澤達也 (2014) : 都市に「農」を呼びもどす－都市公園でも市民農園を－ : 公園緑地 74(4), 8-13
- 水口俊典 (2013) : 都市農地保全のまちづくり－市民農園体験を交えて－ : 土地総合研究 21(3), 8-14
- 御手洗洋蔵・松嶋賢一 (2017) : 都市部における市民農園利用者の活動目的からみた分類 : 神奈川県厚木市の事例 : 環境情報科学論文 : 31. 237-240
- 三橋友美・寺田徹・横張真 (2017) : 体験農園運営における民間企業の補助実態 : ランドスケープ研究, 80(5), 647-650
- 三宅康成・松本康夫・藍澤宏 (2001) : 体験区画を併設した市民農園の実態と効果－岐阜市の市民農園を事例として : 農村計画学会誌 20, 37-42
- 三宅康成・松本康夫 (1997a) : 市民農園の立地特性と地権者の意向－大都市圏域の愛知県一宮市を事例として : 農村計画学会誌 16(1), 49-57
- 三宅康成・松本康夫 (1997b) : 高齢者農園における利用圏の実態と利用者意識 : 農村計画学会誌 16(3), 240-250
- 三輪律江・田中稲子・松橋圭子・谷口新・田村明弘 (2008) 保育施設の「屋外遊戯場」としての公園の代替利用に関する研究 : 都市計画論文集, 43, 907-912.
- 三輪律江・尾木まり・高辻千恵・谷口新・松橋圭子 (2009) : 保育施設の「屋外遊技場」としての公園の代替利用に関する研究 : 住宅総合研究財団研究論文集 35, 131-142
- 三輪律江・木下勇・中西正彦 (2017) : 保育施設による公園活用とパークマネジメントの可能性と課題についての一考察 : 都市計画論文集 52(3), 747-753
- 森脇龍雄 (1949) : 都市公園の公共性 : 造園雑誌 13(1), 30-32
- 八木洋憲 (2013) : 都市部における体験農園経営の立地と利用者需要 : 農村計画学会誌, 32(Special_Issue), 323-328.
- 山路啓太・田口優・原祐二・土屋一彬・三瓶由紀 (2014) : 屋上菜園の開設プロセスと農的機能に関する研究 : ランドスケープ研究, 77(5), 643-648.
- 山本第四郎 (1982) : 兵庫県立西武庫公園の分區園について : 公園緑地 43(5), 16-19

- 湯浅かさね・池邊このみ (2018) : 公共施設と都市公園の隣接事例にみるマネジメントと空間の在り方に関する考察 : ランドスケープ研究 81(5), 583-588
- 横山光雄 (1989) : クラインガルテンの現況と課題 : 農村計画学会誌 8(2), 2-6
- 渡辺貴史・横張真 (2013) : 持続可能な都市形成に対する「農」の役割 : 農業および園芸 88(10), 998-1012

謝辞

学術的な知識や技術をどのように社会に実装していくか、という点への興味が、私が教育系の大学を卒業しながら大学院進学を選択した理由でした。学部は植物保全生態学という分野に身を置いていた私が、ランドスケープ・都市計画系という異分野の研究を行うにあたり、はじめは多くの戸惑いがありましたが、こうして修士論文をまとめることができたのは様々な方のお力添えがあったからこそだと感じています。ここに感謝の意を記したいと思います。

斎藤馨教授には、指導教員としてゼミをはじめとして様々な場面でご助言やアドバイスを頂きました。自然科学に身を置きながら、それに関係する様々な分野を取り入れていく斎藤先生の姿勢は、まさに私が新領域創成科学研究科の斎藤研に憧れを抱いた理由です。個人の研究面だけでなく、秩父や富良野での合宿等を通して、自然の営みや自然との関わりの奥深さを体感的に感じる事ができたのは、非常に貴重な経験でした。暖かい眼差しで2年間見守ってくださり、安心して研究生活を送ることができました。ここに厚く御礼を申し上げます。寺田徹講師には、研究に関する多大なご助言・アドバイスをいただきました。学術研究や学術論文を漠然にしか理解していなかった私に、その本質をお教えいただいたのは寺田先生でした。フィールドへの同行から、時には深夜までご指導いただき、感謝の念に堪えません。所属学生でないにも関わらず、懇切丁寧な指導を賜ることができたのは、偏に寺田先生のお人柄と研究への情熱だと感じています。これらの経験を今後活かせるよう日々邁進していく所存です。ここに厚く御礼を申し上げます。筑波大学の新保奈穂美助教には、フィールドワークへの同行、関連資料の提供、研究相談、勉強会への招待と様々な場面でお世話になりました。研究者としては遠い背中でありながら、研究室の先輩として身近に接して頂き、その度に研究分野への興味が掻き立てられたのを覚えています。大変ありがとうございました。

斎藤研究室および寺田研究室の皆様にも、ゼミや普段の生活の中で貴重なご意見やアドバイスを賜りました。浜泰一氏、中村和彦氏、大塚啓太氏、郭詩怡氏、安藤奏音氏にはゼミ以外でも多くのご助言やアドバイスをいただきました。内田竜嗣氏には特に最終発表前の練習にお付き合いただき、貴重なご意見をいただきました。また、斎藤研の飯盛麻梨奈氏、寺田研の郭褒氏、Wu Yehan 氏、Emilie Jones 氏には英語での記述等でお力添えいただきました。また、斎藤研同期や専攻同期の松山紘之氏とはお互いの研究等について、意見を交わすことも多くありました。一部の方々のみしか記すことはできませんが、こうした機会が研究に対する意欲に繋がっていました。関わって頂いた全ての方々に厚く御礼申し上げます。

また、横浜市環境創造局みどりアップ推進部みどりアップ推進課の方々、ならびに各対象公園の指定管理者の方々には、貴重なお時間を割いていただき、インタビュー調査にご協力

いただきました。大変ありがとうございました。

最後に、大学院に進学し、自由に学ぶ機会を提供してくれた両親に感謝の意を記して、本稿を終えようと思います。ありがとうございました。

2019年2月

川上 純

Appendix.1 横浜市公開資料一覧

1. 横浜みどりアップ計画関連

- 横浜市環境創造局（2009）：横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/etc/jyorei/keikaku/midori-up/midori-up-plan/reference/midoriup-honbun.pdf>
- 横浜市環境創造局（2013）：横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）4か年（平成21年度～平成24年度）の事業・取組の評価・検証：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/etc/jyorei/keikaku/midori-up/midori-up-plan/jigyo/4kanen-no-torikumi-hyouka-20130604-rev.pdf>
- 横浜市環境創造局（2013）：横浜みどりアップ計画（計画期間：平成26-30年度）：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/etc/jyorei/keikaku/midori/pdf/midoriup26-30.pdf>
- 横浜市環境創造局（2018）：横浜みどりアップ計画（計画期間：平成26-30年度）4か年（平成26年度～平成30年度）の事業・取組の評価・検証：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/midoriup/houkoku/h30-images/h29houkokusho-all.pdf>
- 横浜市環境創造局（2018）：横浜みどりアップ計画 [2019-2023]：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/etc/jyorei/keikaku/midori2019/midori2019-keikaku.pdf>

2. 維持管理基本水準書（農園付公園のみ）

- 横浜市環境創造局（2015）：南本宿第三公園 維持管理基本水準書：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kouji/shitei/koubo/2704/m03suijyunsho.pdf>
- 横浜市環境創造局（2014）：師岡町梅の丘公園 維持管理基本水準書：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kouji/shitei/koubo/2604/n13morookachosuijyunsho.pdf>
- 横浜市環境創造局（2018）：泉が丘公園分区園エリア 維持管理基本水準書：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kouji/shitei/koubo/3004/10izumigaokasuijyunsho.pdf>
- 横浜市環境創造局（2014）：東寺尾一丁目ふれあい公園 維持管理基本水準書：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kouji/shitei/koubo/2604/n12higashiteraosuijyunsho.pdf>
- 横浜市環境創造局（2015）：大榎杉の森ふれあい公園 維持管理基本水準書：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kouji/shitei/koubo/2704/o03suijyunsho.pdf>
- 横浜市環境創造局（2015）：深谷町ふれあい公園 維持管理基本水準書：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kouji/shitei/koubo/2704/f03suijyunsho.pdf>
- 横浜市環境創造局（2016）：菅田町赤坂公園 維持管理基本水準書：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kouji/shitei/koubo/2804/04sugetasuijyunsho.pdf>

- 横浜市環境創造局（2016）：今井の丘公園 維持管理基本水準書：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kouji/shitei/koubo/2804/05imainookasuijyunsho.pdf>
- 横浜市環境創造局（2016）：岡津町ふれあい公園 維持管理基本水準書：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kouji/shitei/koubo/2804/06okazuchosuijyunsho.pdf>
- 横浜市環境創造局（2018）：仏向原ふれあい公園 維持管理基本水準書：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kouji/shitei/koubo/3004/44bukkouharasuijyunsho.pdf>

3. 公園特記仕様書（ガーデンパーク含む）

- 横浜市環境創造局：指定管理者による公園管理業務共通仕様書（南本宿第三公園及び大榎杉の森ふれあい公園）：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kouji/shitei/koubo/2704/mo02shiyosho.pdf>
- 横浜市環境創造局：指定管理者による管理業務仕様書（深谷町ふれあい公園）：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kouji/shitei/koubo/2704/f02shiyosho.pdf>
- 横浜市環境創造局：指定管理者による管理業務仕様書（菅田町赤坂公園ほか2公園）：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kouji/shitei/koubo/2804/02nouentsukishiyosho.pdf>
- 横浜市環境創造局：指定管理者による公園管理業務仕様書（泉が丘公園分区園）：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kouji/shitei/koubo/2604/n14izumigaokashiyosho.pdf>
- 横浜市環境創造局：指定管理者による公園管理業務共通仕様書（東寺尾一丁目ふれあい公園及び師岡町梅の丘公園）：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kouji/shitei/koubo/2604/n11higashiteraomorookashiyosho.pdf>
- 横浜市環境創造局（2018）：大榎杉の森ふれあい公園・若草台第二公園分区園特記仕様書：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kouji/shitei/koubo/3004/107tokkiwakakusaidainiodana.pdf>
- 横浜市環境創造局（2018）：師岡町梅の丘公園，南本宿公園分区園，南本宿第三公園特記仕様書：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kouji/shitei/koubo/3004/106tokkimorookachominamihonjyuku.pdf>
- 横浜市環境創造局（2018）：深谷町ふれあい公園（ハマヤク農園），和泉アカシア公園分区園，泉が丘公園分区園特記仕様書：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kouji/shitei/koubo/3004/113tokkihukayachokashia.pdf>

4. 環境創造局資料

- 横浜市環境創造局（2016）：みどりアップQ第6号：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/etc/jyorei/keikaku/midori-up/midori-up-plan/shiminsuishinkaigi/shiryu/026>

-newsletter.pdf

- 横浜市環境創造局（2017）：公園とみどり 横浜の 150 年：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/park/yokohama/images/kouentomidori-all.pdf>

5. 指定管理者制度および指定管理者に関する資料

- 横浜市（2018）：横浜市指定管理者制度運用ガイドライン【第 11 版】：<http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/kyoso/siteikanrisha/shitei-guideline10.pdf>

<募集要項>

- 横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課（2015）：横浜市の公園 指定管理者公募要項（南本宿第三公園，大柵杉の森ふれあい公園）：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kouji/shitei/koubo/2704/mo01koboyoko.pdf>
- 横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課（2015）：横浜市の公園 指定管理者公募要項（深谷町ふれあい公園）：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kouji/shitei/koubo/2704/f01koboyoko.pdf>
- 横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課（2016）：横浜市の公園 指定管理者公募要項（菅田町赤坂公園ほか 2 公園）：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kouji/shitei/koubo/2804/01nouentsukikouboyoko.pdf>
- 横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課（2018）：横浜市の公園及び公園施設指定管理者共通公募要項：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kouji/shitei/koubo/3004/003koboyoko.pdf>
- 横浜市環境創造局（2012）：横浜市の公園指定管理者公募要項 南本宿第三公園：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kouji/shitei/koubo/2404/koboyoko.pdf>

<選定結果>

- 横浜市公園及び公園施設指定管理者選定評価委員会（2012）：南本宿第三公園の指定管理者選定結果報告書：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kouji/shitei/koubo/2404/h24houkoku.pdf>
- 横浜市公園及び公園施設指定管理者選定評価委員会（2014）：東寺尾一丁目ふれあい公園ほか 6 公園の指定管理者の選定 指定候補者選定結果報告書：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kouji/shitei/koubo/2604/141114senteikekkahoukokusho.pdf>
- 横浜市公園及び公園施設指定管理者選定評価委員会（2015）：平成 27 年度横浜市公園及び公園施設指定管理者選定結果報告書：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kouji/shitei/koubo/2704/h27senteikekkahoukoku.pdf>
- 横浜市公園及び公園施設指定管理者選定評価委員会（2016）：平成 28 年度横浜市公園

及び公園施設指定管理者選定結果報告書：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kouji/shitei/koubo/2804/h28senteikekkahoukoku.pdf>

<事業評価>

- 横浜市公園及び公園施設の指定管理者委員会（2007）：平成18年度指定管理者事業評価報告書：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kouji/shitei/hyouka/h18/hyouka.pdf>
- 横浜市公園又は公園施設の指定管理者委員会（2008）：平成19年度指定管理者事業評価報告書：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kouji/shitei/hyouka/h19/hyouka.pdf>
- 横浜市公園及び公園施設指定管理者選定評価委員会（2013）：平成24年度指定管理公園及び公園施設の事業評価報告書：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kouji/shitei/hyouka/h22h23-h25h26/h24houkokusyo.pdf>
- 横浜市公園及び公園施設指定管理者選定評価委員会（2015）：平成26年度指定管理公園の事業評価報告書：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kouji/shitei/hyouka/h26/h26jigyohyoka.pdf>
- 横浜市公園及び公園施設指定管理者選定評価委員会（2017）：平成28年度公園及び公園施設の指定管理者第三者評価報告書：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kouji/shitei/hyouka/h28/h28daisanshyokakekkahoukoku.pdf>
- 横浜市公園及び公園施設指定管理者選定評価委員会（2018）：平成29年度公園及び公園施設の指定管理者第三者評価報告書：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kouji/shitei/hyouka/h29/h29daisanshyokahoukokusyo.pdf>

Appendix.2 横浜市インタビュー項目（事前送付書類）

1. 2017年7月インタビュー使用分

2017/7/3 農園付公園に関するヒアリング項目

このたびはお時間を頂戴しましてありがとうございます。

主に以下の5点についてお伺いさせて頂きたく存じます。

当日は宜しく願い申し上げます。

東京大学大学院新領域創成科学研究科

寺田徹（講師）・川上純（修士1年）

1. 導入に関して

- ・ 制度上は今までも導入可能だったはずだが、なぜこのタイミングで整備を進めたのか（きっかけは？ニーズ先行？）
- ・ 導入にあたりクリアしなければならなかった（障害となった）ことは？
- ・ 既存の類似制度や取り組みとの関係は？（市民農園のノウハウを活用？）
- ・ 農政部局ほかとの連携・調整は？
- ・ 分区分園を導入する公園の選定理由（従前土地利用や周辺の土地利用などとの関係性）

2. 都市公園法における施設（分区分園）であることの狙い

- ・ 都市公園法の枠なので農地法は全く関係しないのか（それがメリット？）
- ・ 市民農園や体験農園と異なる点や差別化の方法
- ・ 特定農地貸付等による市民農園（農政が行うもの）などとの競合の有無？
- ・ 実態として農園になっている公園用地（愛護会の管理する花壇など）はどう位置付けるか
- ・ なぜ、これまでほとんど分区分園を設置した都市公園がみられなかったのか
- ・ 一部公園利用者に便益（収穫物など）が限定されることをどう考えるか

3. 運営・管理について

- ・ 分区分園利用者の特性
- ・ 指定管理者の公募要件について、重視したことは？（公園であるが故の条件など）
- ・ 通常の街区公園、近隣公園と農園付きのそのデザイン上の違いは？ 分区分園とほかの公園用地（施設）との関係をどう考えるか
- ・ 市の関与は？
- ・ 想定されるリスクは？
- ・ 公園利用者や近隣住民（いずれも分区分園利用者ではない）の声など（あれば）

4. 今後について

- ・ 管理・運営上の工夫、公園ならではの農園にしていくためのアイデアなど
- ・ 今後も農園付公園の導入を積極的に行うのか（例えば既存の公園のリニューアルなどに合わせて）

5. その他

- ・ みどりアップ計画における位置づけ（ほかのみどり系の施策との関係）
- ・ 各農園付公園の名称と開園時期
 - ① 和泉アカシア公園、泉が丘公園、今井の丘公園、大棚杉の森ふれあい公園、岡津町ふれあい公園、菅田町赤坂公園、ハマヤク農園、東寺尾一丁目ふれあい公園、南本宿公園、南本宿第三公園、師岡町梅の丘公園、若草台第二公園の他の農園付公園の名称と概要
 - ② 和泉アカシア公園、若草台第二公園、南本宿公園の開園時期

以上

2. 2018年1月インタビュー使用分

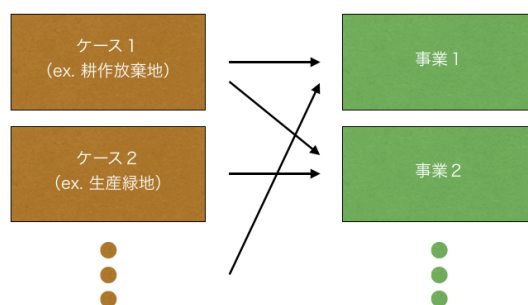
要望とインタビュー項目（横浜市様）

【要望】

- 公園台帳の農園付公園 12箇所のページを閲覧させていただきたいです。
- タウンズファーム事業・ガーデンパーク事業についての資料があれば閲覧させていただきたいです。

【インタビュー項目】

- それぞれの農園付公園は、借地なのか市有地なのか
- 隣接した土地と一体的に整備した農園付公園の事例
(前回は樹林地と一緒に整備した例を紹介いただきました。その他にあれば教えていただきたいです。)
- 分区園設置までの事業スキーム (※下図のようにまとめようと考えています)
(耕作放棄地が分区園に整備される事例や、もともと存在していた公園内に分区園が新しく設置される事例など、何パターンかのスキームが存在するのでしょうか？もしそうであるならばどのような事業スキームなのかをお話いただけると幸いです。)
- 指定管理者には農園付公園全体のデザインや施工も含め決定しているのか。
- 指定管理者と直接的に（対面）もしくは間接的に（文書やメールなど）連絡をとるタイミングや頻度
- 災害時の使用方法について想定していること



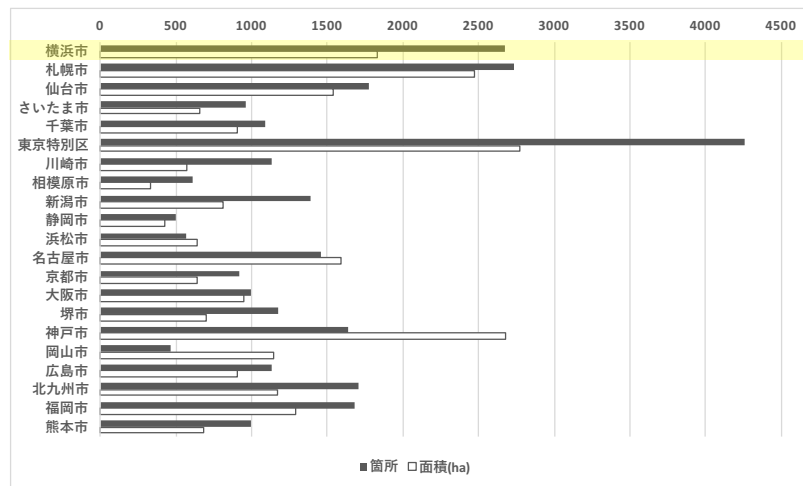
Appendix3. 横浜市担当課インタビュー回答一覧

カテゴリ	質問項目	日程
Q1	分区分画の「導入」に関する質問	2017年7月
Q2	分区分画の導入にあたり障害となったことは何か（解決しなければいけない問題点）	
Q3	既存の市民農園との競合を避ける必要があった。また、土地の周囲に道路を整備したり、園内に水道やトイレを設置するためにインフラを整える必要があった。	
A3	既存の分区分画として、分区分画緑地（タウンズファーム）事業、ガーデンパーク事業で整備された3か所の公園（若草台第二公園、南本宿第三公園、和泉アカシア公園）があるが、現在は制度的な調査が必要なのは特になし。また、こうした公園の存在により、元々ノハウが蓄積されていたため、以前の事業の経験が現在に活かされている。	
Q4	今まで分区分画を設置した都市公園が見られなかったのはなぜか（分区分画が成立する条件）	
A4	正確には分からないが、横浜市の場合、みどりアップ計画によって取り組みが位置付けられているのが大きいと感じている。また、みどり税によって財源の確保に成功している点や、横浜市は市街地と市街地調整区域の線引きが細かく、盛んな都市農業と都市部が入り組んでいる点も影響しているかもしれない。	
Q5	農園付公園の開設までのプロセス（設置のスキーム）	2018年1月
A5	ほぼ全てが耕作や維持が困難になった農地を横浜市が買い取って整備したのも、生産緑地の買取請求の場合もあるし、生産緑地を解除したことで維持が難しくなり買い取ったものもある。	
Q6	分区分画そのものに関する質問	2017年7月
A6	分区分画は公園施設であるため、農地法は関係なく、敷地内の土地利用の変更などは自由。比較的縛りがなく、自由に変更できるため、整備しやすい。	
Q7	市民農園や体験農園と異なる点や差別化を図るポイント（分区分画の独自性）	
A7	そもそも市が関わる市民農園は現在ほとんど存在していない。現在は市民の要望により農園付公園の整備が進んでいるため、市民農園などとの競合は起こっていない。	
Q8	特定農地貸付等による市民農園等との競合の有無（市としての見解）	
A8	特定農地貸付による市民農園の開設がそこまで多くなく、立地が被っていないため、今のところ競合は起こっていない。ただし、あくまで市の見解なので実際のところは分からない。	
Q9	実態として農園になっている公園用地はどこに位置づけるか（愛護会が管理する花壇等）	
A9	公園用地における農的な利用はほとんど見られない。また、花壇になっているものはいくつか見受けられるが、特に大きな問題になっているわけではなく、ほとんどの場合が愛護会内で	
Q10	分区分画利用者に便益（収穫物など）が限定されることをどう考えるか（公益性に関する解釈）	
A10	分区分画の契約期間は基本は1年（長くても2年）なので、限定的だとは考えていない	
Q11	空間に関する質問	2017年7月
A11	基本的に2000㎡を超える生産緑地が農家による買取請求に出された場合に、農園付公園としての整備を検討しており、市が土地を積極的に獲得しにくいケースは今のところない	
Q12	市として空間面・景観面に配慮している点	
A12	公園であるため景観面には配慮している。具体的には、区画全体をネットで覆うような本格的な工作物を設置した分区分画利用者も過去に現れたため、高さ制限を設けて、景観面の悪化を一般的な街区公園や近隣公園との空間デザイン上の違いはあるか（分区分画とほかの公園用地（施設）との関係はどう考えるか）	
A13	特になし。周辺環境との関係性を検討する際は樹林地を考慮し個々の設計プランが立てられるので基準等もない。水道等のインフラ整備のコストを考慮すると、分区分画はある程度まとめて設置せざるを得	
A14	それぞれ農園付公園およびガーデンパークの敷地は借地か市有地か パーク東の若草台第二公園（昭和61年）、南本宿公園（平成元年）はタウンズファーム事業が適用され、借地の状態で整備された。和泉アカシア公園（平成3年）はタウンズファーム事業が初めて適用された事例で、当初借地だったが後に買取した。農園付公園の中では隣町岡の丘公園が借地だが、それ以外は横浜市が買取した。買取時もしくは貸借契約締結時に隣接した土地と一体的に整備した事例	2018年1月
Q15	東寺尾一丁目ふれあい公園は、散策路の整備された両側の樹林地と一体的な利用を想定して整備した。今井の丘公園の集合所も元々存在していた施設を活かして整備した。	
A16	施工段階における指定管理者の関与 参考意見の提出は可能だが、指定管理者が決定する頃には設計・施工が進んでいるため、指定管理者が関与することはほとんどない。また、通常の公園と同様に、設計・施工・管理は全ての業者に依頼している。ただし、今井の丘公園でかたがた花が植えられているように、施工終了後は全て指定管理者の裁量に任されている。	
Q17	分区分画が囲まれている点、分区分画部分の壁が施錠されたりしている公園の公共性についてどう考えているのか	
A17	東寺尾一丁目ふれあい公園の場合は隣接する樹林地、原が丘公園は隣接する広場も含めた公園として認識しており、閉じられているのはあくまで公園の一部であるという認識。また、敷地の反対側出入口を設置するのが困難な地形・立地なので、取って分区分画付近に園路を整備する必要もなかった。隣の農地の横に頑丈な仕切りがあるのは、分区分画で発生した土壌汚染などが特設農園に影響を及ぼすのを防ぐためであり、本来はできるだけ障害となる物の設置は避けたい。	
Q18	多くの農園付公園が斜面や樹林地に併設する形で丘の上に位置しているが、それはどうしてか	
A18	農園付公園土地は市への買取請求や土地に関する相談などが発端となり、決まる場合がほとんどである。上記のような条件の土地は、利便性が悪く、宅地化するのも困難な土地であるため、農地として残っていたが、最終的に維持できなくなって手放されたのではない。利便性の悪い土地は地面が安くなるため、市としても買取がしやすかったと考えられる。	
Q19	運営に関する質問	2017年7月
A19	正確な数字は分からないが、高齢者の利用が目立つ	
Q20	農園付公園およびガーデンパークに関する事業に関与している部署	
A20	横浜みどりアップに関する業務はみどりアップ推進部が、指定管理に関する業務は公園緑地管理課、指定管理者と日常のコミュニケーションをとるのは南北公園緑地事務所。また、例えば、周囲の樹林地との関係性を検討する際は樹林地を担当する部署と連携するなど、必要に応じて関係部署に適宜コンタクトを取っている。	
Q21	指定管理者の公募要件について重視したこと（農園付公園であるがゆえの条件など）	
A21	分区分画導入されているが、あくまで公園として市民が気軽に利用できるような環境づくりが優先であり、結果として現在は大半が造園会社となっている	
Q22	公園の運営における行政としての関与はあるか	
A22	基本的には指定管理者に一任しているため、基本的には行政が運営に関わることはない	
Q23	農園付公園の運営で予想されるリスクや課題は何か	
A23	路上駐車が増加が予想されるため、指定管理者には強く喚起を促すように申し込んでいる	
Q24	現在入っている利用者および周辺住民等からの苦情やクレームは何かあるか	
A24	例えば、防砂ネットを配置するなどの事前の対策を行なっているため、目立った苦情やクレームは今のところない	
Q25	管理・運営上の工夫やアイデアはどんなものがあるか	
A25	指定管理者に一任しているため、各公園によって異なる。指定管理者の考え方や方針によるところが大きいが、行政としても各指定管理者の特徴を活かした運営を期待している	
Q26	今後も農園付公園の設置を行っていく予定か	
A26	未定。今後の需要を見極めながら判断していく。ただし、すぐに需要がなくなるとは考えづらく、しばらくは継続する見通し。	
Q27	行政と指定管理者が連絡をとるタイミングや頻度はどのくらいか	2018年1月
A27	各指定管理者は必ず月報を提出することになっているため、最低でも月に1回はコミュニケーションを取っている。また、月報以外でも、必要であれば逐一連絡を取っているため、連絡頻	
Q28	行政としてのイベントの要望や運営への関与はあるのか	
A28	基本は指定管理者が企画運営するため、行政側が関与することはない。ただし、指定管理者はイベント実施前に、申請書を提出する必要があるため、内容によっては横浜市が改善要求をしたり、却下したりすることもある。	
Q29	その他	2018年1月
A29	災害時の利用方法について想定していること（都市のレジリエンスに寄与する可能性） 農園付公園だからと言って特別な使用方法は想定していない。他の公園と同様に、指定管理者がマニュアルを作成している。	

Appendix4. 横浜市基礎データ

1. 主要都市の公園数および面積

	都市公園合計	
	箇所	面積 (ha)
横浜市	2671	1829.4
札幌市	2735	2477.2
仙台市	1772	1537.4
さいたま市	961	658.5
千葉市	1086	904.1
東京特別区	4260	2769.6
川崎市	1129	574.8
相模原市	613	334.2
新潟市	1391	812.6
静岡市	502	430.4
浜松市	565	640.4
名古屋市	1460	1591.7
京都市	917	641.8
大阪市	992	952.7
堺市	1178	702.1
神戸市	1638	2678.5
岡山市	466	1143.6
広島市	1136	906.9
北九州市	1710	1174.8
福岡市	1683	1292.4
熊本市	997	686.7



出典 1：都道府県別の都市公園等の箇所数の推移（国土交通省：平成 29 年 3 月現在）

http://www.mlit.go.jp/crd/park/joho/database/t_kouen/pdf/10_h28.pdf

出典 2：国土交通省都道府県別の都市公園等の面積の推移（国土交通省：平成 29 年 3 月現在）

http://www.mlit.go.jp/crd/park/joho/database/t_kouen/pdf/09_h28.pdf

2. 横浜市の都市型農園の開設状況（2013 年現在）

事業名	件数	面積 (ha)	利用区画数
栽培収穫体験ファーム	71	10.4	1,928
特区農園	132	16.2	3,035
市民耕作園	5	1	201
柴シーサイドファーム	1	2.5	500
その他	22	2.4	317
合計	231	32.5	5,981

出典：江成卓史（2013）：横浜市の都市農業と農地利用の動向－市街化区域及び調整区域における法制度と現場の課題：都市農業と土地制度－社会の転換期における意義と位置づけ, 45-62

Appendix5. 分区園を設置した都市公園一覧

1. 1982年

	都道府県	市町村	箇所名
1	茨城県	土浦市	下高津緑地
2	東京	世田谷区	世田谷区民公園
3	愛知県	一宮市	第一分区園
4	奈良県	桜井市	外山緑地
5		名古屋市	大当郎緑地
6	大阪府	大阪市	巽南四公園
7			川辺東公園
8	兵庫県	神戸市	名谷タウンズファーム
9	福岡県	北九州市	大島タウンズファーム

出典：建設省都市局都市緑地対策室（1982）：分区園緑地（タウンズファーム）事業について：
公園緑地 43(5), 48-50

2. 1991年

	都道府県	市町村	箇所名	事業
1	茨城県	土浦市	神立緑地	タウンズファーム事業
2			摩利山緑地	タウンズファーム事業
3	栃木県	高根沢町	鬼怒グリーンパーク	
4	群馬県	吉井町	吉井町運動公園	
5	東京都	世田谷区	桜丘5丁目区民公園	タウンズファーム事業
6			瀬田農業公園	ガーデンパーク事業
7	神奈川県	横浜市	三ツ池公園	
8	富山県	高岡市	高岡庄川緑地	
9		新湊市	庄川緑地	
10		大山町	殿様林緑地	
11		福光町	小矢部川公園	
12		小矢部市	小矢部河川公園	
13	愛知県	一宮市	第一分区園	タウンズファーム事業
14	奈良県	桜井市	上之庄分区園緑地	タウンズファーム事業
15	兵庫県	西宮市	殿上緑地	タウンズファーム事業
16		尼崎市	西武庫公園	
17	熊本県	飽田町	砂原分区園	タウンズファーム事業
18	北海道	札幌市	川北郊外緑地	タウンズファーム事業
19	神奈川県	横浜市	若草台第二公園	タウンズファーム事業
20			南本宿公園	
21	愛知県	名古屋市	大当郎緑地	タウンズファーム事業
22			長廻間緑地	タウンズファーム事業
23			明見緑地	タウンズファーム事業
24	大阪府	大阪市	巽中西公園	タウンズファーム事業
25	兵庫県	神戸市	名谷タウンズファーム	
26			東川崎公園	
27			鳥帽子公園	
28			高倉台4号周辺緑地	
29	福岡県	北九州市	大島タウンズファーム	タウンズファーム事業

出典：建設省都市局（1991）：公園緑地建設省都市局公園緑地課（1991）：分区園を有する都市公園：公園緑地 51(6), 50-51

Q10	公園および分区域の広報活動の有無・範囲・内容	・ホームページ、掲示板、区報 ・Facebook、Twitter、メール配信サービス ・地区センターでのチラシ掲示、回覧板へのチラシの添付	・ホームページ、掲示板、区報 ・徒歩圏内の地域住民のみが対象なので十分	・区報 ・徒歩圏内の地域住民のみが対象なので十分	・区報 ・徒歩圏内の地域住民のみが対象なので十分
Q11	構兵市との連絡頻度や連絡の内容	・月報の提出があるため、最低でも月1回は対面。ただし用があれば逐一報告するため、連絡頻度は高い。トラブルや施設の故障等、内容は多岐に渡る。	・月報の提出があるため、最低でも月1回は対面。ただし用があれば逐一報告するため、連絡頻度は高い。トラブルや施設の故障等、内容は多岐に渡る。	・報告書の提出時。その場で何か指摘されるようなことはなく、気になることがあれば後ほど連絡がある。	・報告書の提出以外はほぼない。度を超えた苦情や要望があった場合に対応方法を相談。利用規定に関する苦情が多い。
Q12	満足度調査の実施状況(分区域利用者、公園利用者)	・現在は行っていないが、今後検討したい	・契約更新時(2～9月)にアンケートを郵送。	・利用者全員に対しては実施していない ・栽培講習会後に、講習会に対する意見を収集	・行っていない。 ・過去に意見箱を設置したが、無理難題や誹謗中傷が多く、打ち切った
Q13	周辺住民、公園利用者、分区域利用者からの苦情やトラブル	・路上駐車、土質の悪さ、利用期間の短さ	・なし。	・作物の盗難、出入口の鍵に對するいたずら、被害が報告されている	・地域住民とのトラブルはない。公園の管理は土木事務所。 ・分区域利用者の農機具庫等の占有(管理開始時、既に発生)
Q14	市からの評価の頻度および内容	※3	※3	※3	※3
Q15	指定管理業務の収益構造	・指定管理料と分区域利用料 ・ただし、収益は出づらく、ビジネスには適していない	・指定管理料と分区域利用料 ・収益は出づらい。 ・コスト面を考慮するとサービスの質が下がるが、折り合のつく範囲で努力している	・指定管理料と分区域利用料 ・ただし、分区域だけだと利益は出ない。	・指定管理料と分区域利用料
Q16	運営上の課題	・会社の規模が小さく、業務に回せる人数も限られるため、スタッフの増員等も会社の方針と擦り合わせながら検討していく必要がある。 ・指定管理に初挑戦の段階なので、ノウハウの蓄積が必要。他の指定管理者と横の繋がりもあり、ノウハウのレクチャーが行われている。	①人材：現場スタッフや担当社員は造園が専門であり、栽培に関する質問に答えられない ②収益性：現状は収益がほぼ出ていないため、指定管理を引き受けることがリスクになっていく。 PR(Private Finance Initiative)などで値上げさせる仕組みが検討されるべきではない ③被害：カラス、ハクビシン	・特殊の設置：利用者発案で花を植え、抑止力の向上に成功 ・常駐する公園(セツト公)から車で20分程度かかり、迅速な対応が難しい ・被害への対策 ・出入口の鍵へのいたずら ・法面は雑草が繁茂しやすく、管理水準以上の手入れが必要 ・以前、盗難が報告された ・被害：分区域利用者向けの定期的なお便りを発行し、情報の共有を図っている	・分区域とそれ以外の管理の違い：境界部分の管理が難しい ・区画外耕作と区画の越境 ・管理水準の違う分区域(南本三)が隣接するため、利用者が同等の要求(草刈り頻度等) ・ゴミのポイ捨て ・農薬の使用や盗難 ・市の職員に実情が伝わらない
Q17	空間に関する質問	他の農園付公園 ・ヤカデーションパークとの差別化のポイントや独自のサービス	・市民協働活動で他社と差別化を図りたいと考えている ・アロを呼んだ栽培講習会 ・造園技術による素早い修繕 ・高い剪定技術による木の見せ方の工夫(梅の木など) ・造園会社などで堆肥や花壇用の苗木などを安く購入できるためコストの削減につながる	・地域の方との深い関係性。 ・条例の範囲を超えないギリギリのところまでサービスを展開し、できるだけ利用者が快適に利用できるよう、行政の手が届かない部分のサポートを心がけている。	・現場、事務の人員費削減の工夫(企業秘密) ・新規利用者が4月に利用できるよう、2月時点で利用を打ち切り、3月は利用料を取らない(管理者負担)代わり、区画を元の状態に戻すよう指示。
Q18	公園の設計や施工に対する関与の有無および内容	・指定管理者が選出される頃には設計が決まっているため、施工に関与することはほぼない	・指定管理者が選出される頃には設計が決まっているため、施工に関与することはほぼない	・指定管理者が選出される頃には設計が決まっているため、施工に関与することはほぼない	(施工済の公園)
Q19	公園の設計・デザインに関する意見や不満	・特になし	・地衣類が細かく配置されているため、管理に手間がかかっている ・景観を意識しすぎて機能面が疎かになりがち(テザインは良いが耐久性のない設備が多い) ・開園直前まで工事をこなすため、指定管理者が開園に向けて準備する時間が取れない	・特になし ・植木等の巨大化による大規模な再整備が必要(日射が遮られると栽培もうまくいかない)	・特になし
Q20	公園内の空間形態を変更した例や設備を追加した例の有無および内容	・市と相談して小さな変更を行うことはあるが、管理期間後は他の団体が管理するので、あまり大きな変更はできない	・特になし ・市と相談して小さな変更を行うことはあるが、管理期間後は他の団体が管理するので、あまり大きな変更はできない	・変更1つ1つに関して市の許可が必要以上に、自主事業として取り組まねばならぬため、手間がかかると	・変更1つ1つに関して市の許可が必要以上に、自主事業として取り組まねばならぬため、手間がかかると

※1：分区域部分のみが指定管理されている公園

※2：共通の業務内容【事務】分区域利用者の募集や抽選、収支管理、月報・四半期報・年度報告書の作成と提出、電話・メール対応など【現場】定期巡視(週2回)、日常清掃、草刈り(年3回程度)、剪定(年1回)、施設の点検・修理など(※各公園の維持管理基本水準書参考)

※3：指定管理中に受ける事業評価(専門家による評価、専門家へのプレゼンがある)および年度評価(資料の提出のみ)

Appendix6. 指定管理者への半構造化インタビューの結果

	団体A	団体B	団体C	団体E	団体F	団体G	
	2018年2月実施 深谷町、大瀬、泉が丘(※1)	2018年8月実施 菅田町	2018年2月実施 南本三、師岡町、岡津町	2018年7月実施 東寺尾	2018年7月実施 若草台(※1)	2018年6月実施 南本宿(※1)	
カテゴリー	質問項目						
Q1	指定管理者に応募した理由や動機	<ul style="list-style-type: none"> 業務の幅を広げるため 高齢の社員でも公園の管理作業などの比較的単純な作業であればできるから 	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理は「造園業を通じて住みよいまちづくりを行う」という企業の方針に合致しているため 企業の成長のため 	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理のノウハウの獲得 別分野の事業を開拓するため 	<ul style="list-style-type: none"> 経営陣の交代で、利益の還元への意識が強まった 小泉内閣の「官から民へ」の流れから、指定管理の重要性が増し、地域への還元にもつながると判断したため 	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理したい別の公園とセット公募だったため 初めての指定管理なので、および地域に還元することが使命だと考えているから 	<ul style="list-style-type: none"> 以前より緑の保全に深く関わってきており、蓄積していた指定管理等のノウハウを市および地域に還元することが使命だと考えているから
Q2	指定管理者の選定にあたり意識することや心がけること	<ul style="list-style-type: none"> 地域密着型の地元企業ならではの運営スタイルを伝える 他社との違いを伝える 剪定技術などの造園スキルなど、施設の破損等に即対応可。 	<ul style="list-style-type: none"> 自社がその公園の指定管理者として適している点を提案書を通じて明確に伝えること (自社の技術を用いて地域に貢献できる場合のみ応募) 	<ul style="list-style-type: none"> グループの強みを活かせる提案内容(コスト削減や別分野のノウハウの応用など) 指定管理は税金で行なうため予算の効率的な利用を心がける 	<ul style="list-style-type: none"> 自社が管理するメリットを伝える 	<ul style="list-style-type: none"> 自社が管理するメリットを伝える 	
Q3	今後とも豊園付公園の公募があれば応募したいか(理由も含め)	<ul style="list-style-type: none"> 会社の規模や他の業務との兼ね合いを考慮して検討 	<ul style="list-style-type: none"> 公園による、ある程度の良い生活が、やりがいがある(※担当者の個人的見解) ただし、利益が出ないため、積極的に取得するかは不透明 	<ul style="list-style-type: none"> やりたい、ノウハウの蓄積が活きる。やりがいがある(※担当者の個人的見解) ただし、利益が出ないため、積極的に取得するかは不透明 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者ととの関係も良好であり、継続したい(※担当者の個人的見解) 新規案件は自社のノウハウが活かせるかどうか判断の基準 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の公園は辞退する。利用者側な構造から、過剰なサービスを要求される。管理者の権限が弱いと感じるから。(※担当者の個人的見解) 	
Q4	運営業務の内容や課題に関する質問	<ul style="list-style-type: none"> イベントの企画と開催 ホームページとSNSの更新 ※泉が丘公園の定期巡回は月2回、草刈りは年1回となっている 	<ul style="list-style-type: none"> イベントの企画と開催 ホームページとSNSの更新 協働農園の手入れ 現場スタッフの長期滞在と園内の美化活動 	<ul style="list-style-type: none"> イベントの企画と開催 ホームページの運営 	<ul style="list-style-type: none"> イベントの企画と開催 ホームページの運営 ※若草台第二公園は巡回は週1回となり、草刈りは年1回となっている ※トイレの清掃は利用者で行なっている 	<ul style="list-style-type: none"> 堆肥販売の実施 ※南本宿公園は巡回は2か月に1回、草刈りは年1回となっている 	
Q5	運営に関係するスタッフの人数・雇用形態・業務の頻度・常駐か非常駐か	<ul style="list-style-type: none"> 社員2名、深谷町は現場スタッフ1名(契約社員)を雇用。泉が丘は月2回の巡回。大瀬は週2回の巡回、深谷町は週2回の巡回+週1回以上の現場スタッフによる管理業務。いずれも非常駐。 	<ul style="list-style-type: none"> 各公園2~3名の社員+現場スタッフ3名(契約社員)。各公園で週2回現場スタッフ3名が管理業務を実施。常駐ではないが、現場スタッフは朝から夕方まで滞在している。 	<ul style="list-style-type: none"> セッ卜公園の大型公園と併せて、7名で対応。正社員名、パート1名、残りは契約社員。巡回(1時間程度)2名での巡回・清掃・点検、非常駐。 	<ul style="list-style-type: none"> 総勢6名(本社員、契約社員2名、アルバイト雇用の現場スタッフ3名)現場スタッフの来園は巡回不具合を見つけた時に、要請している。非常駐。 	<ul style="list-style-type: none"> 近隣の今川公園職員(総勢6名)が兼務。社員、パート派遣職員がいる。2ヶ月1回程度の巡回が義務付けられているが、それ以上の頻度で行っている。非常駐。 	
Q6	公園の利用状況および利用者の傾向	<ul style="list-style-type: none"> 来園者のデータはない。 分区分利用者年齢層は、泉が丘公園は60~80代の高齢者、大瀬形の森ふれあい公園は30~40代の人が1/3近くいる。深谷町ふれあい公園は年齢層が幅広い。 	<ul style="list-style-type: none"> 来園者のデータはない。 分区分利用者60代がもっとも多く、男女比は約5:4となっている。 南本宿第三公園は20代から80代まで利用者層が満遍なく存在する。 	<ul style="list-style-type: none"> 来園者のデータはない。 隣接する樹林地の散策ついでに来る人が多い。 分区分利用者20代から70代まで様々。20代のファミリーも、約50%が高齢者。約25%が20代。残りが30~40代くらい(※担当者の所感) 	<ul style="list-style-type: none"> 来園者のデータはない。 高所得の人が余暇で利用。リタイア後の男性が多い。 女性性は5~6/32区画程度。 地域が田園都市線と共に開発されたため高齢者が多く、分区分は古くから認識されていたと恐われる。 	<ul style="list-style-type: none"> 来園者のデータはないが、1区画の複数人での利用も多く、実質は把握できない。 定年退職後の人が多い。ごく一部で家族利用もある。 応募時点で毎回2~3割が新規の申し込み 	
Q7	栽培指導の実施状況(栽培講習会および日常的なアドバイス)	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な外部講師を招いて栽培講習会を開催。 	<ul style="list-style-type: none"> 4月と9月に年2回、外部講師を招いて栽培講習会(庭学中心)を開催。 利用者同士がレクチャー 	<ul style="list-style-type: none"> 栽培講習会(春・秋) 植付&収穫体験 堆肥づくり 芋煮会 ケニアラザラで行われるイベントでの野菜の販売(売り上げを翌年の苗の購入に使用) 	<ul style="list-style-type: none"> 栽培指導は行なっていない(一度土づくりの講習を行ったことがある)。利用者同士が教えあっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 栽培指導は行なっていない。巡回時に問い合わせがあればその都度対応する。 	
Q8	イベントの実施状況と内容	<ul style="list-style-type: none"> 果樹(柿)の収穫体験 農業取り扱い講習会 正月飾りづくり 料理教室 ジャムづくり 周辺住民との共同清掃 堆肥販売会 地域の祭りへのブース出展(樹名板づくりコーナー) アマガサの苗配布イベント 栽培報告会 	<ul style="list-style-type: none"> 栽培講習会(月1回) 植付&収穫体験 かかし製作&コンテスト 園内指示用イラスト作成 映画上映会、朗読会、音楽祭 協働農園の野菜料理の試食会 門松づくり 七夕用笹配布&短冊作成 焼き芋大会 たね団子づくり 果樹の剪定教室 フォトコンテスト 	<ul style="list-style-type: none"> 栽培講習会(春・秋) 植付&収穫体験 堆肥づくり 芋煮会 ケニアラザラで行われるイベントでの野菜の販売(売り上げを翌年の苗の購入に使用) 	<ul style="list-style-type: none"> 堆肥の無人販売 地元農家による畑の診断：2017年に1度行なった。 	<ul style="list-style-type: none"> イベントは開催していない。 4月ごろに料金箱を設置し、堆肥の無人販売を実施。 	

Appendix7. 空中写真（農園付公園のみ）

<深谷町ふれあい公園>



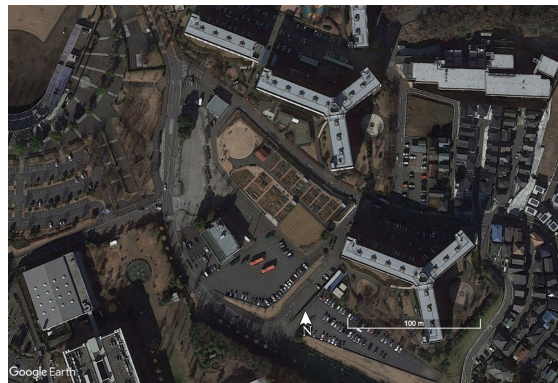
2004年12月



2007年3月



2012年8月



2018年1月

<菅田町赤坂公園>



2004年12月



2007年3月



2012年8月



2018年1月

<南本宿第三公園>



2004年12月



2007年3月



2012年8月



2017年12月

<岡津町ふれあい公園>



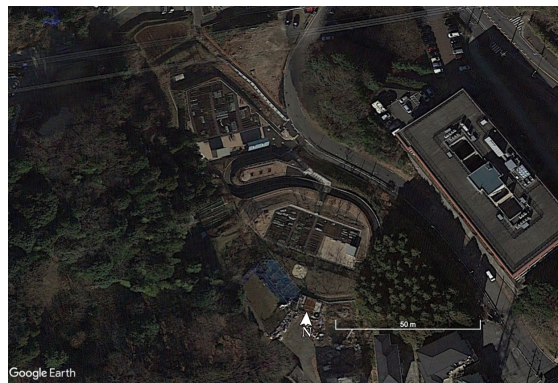
2004年12月



2007年3月



2012年8月

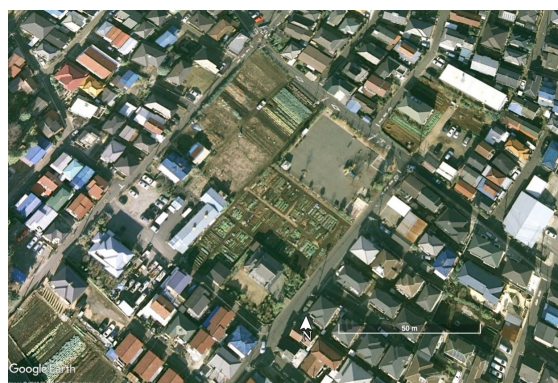


2018年1月

<泉が丘公園>



2004年12月



2007年3月



2012年8月



2018年1月

<東寺尾一丁目ふれあい公園>



2004年12月



2007年3月



2012年10月



2018年1月

<師岡町梅の丘公園>



2004年12月



2007年3月



2012年10月



2018年1月

<大榎杉の森ふれあい公園>



2004年12月



2007年3月

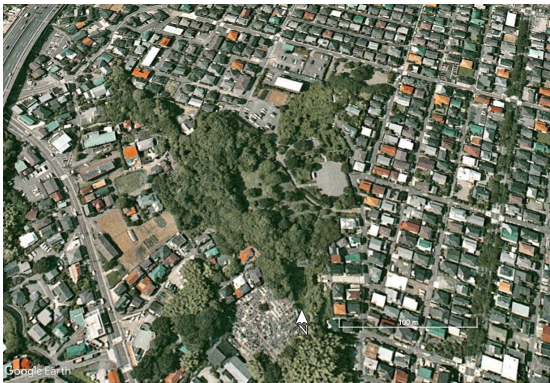


2012年8月



2018年1月

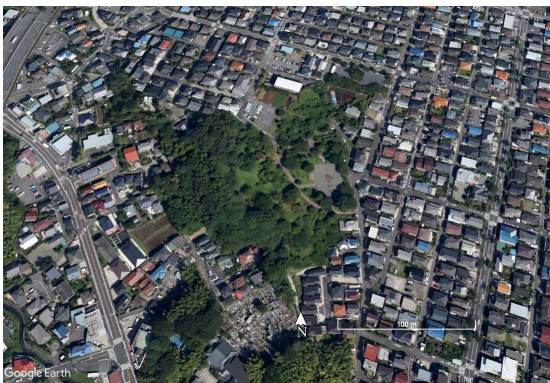
<今井の丘公園>



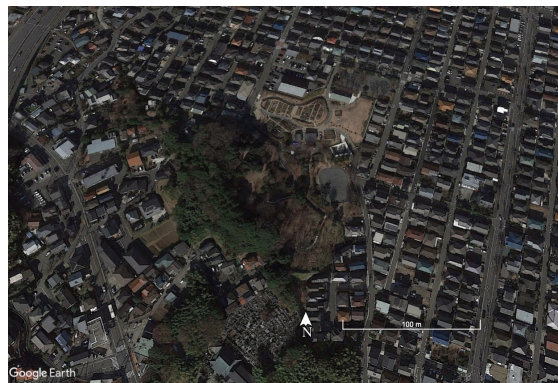
2004年12月



2007年3月



2012年8月



2018年1月